

令和8年度 長崎市下水道施設へのウォーターPPP導入支援業務

実施方針（案）の作成に向けた 民間市場調査（マーケットサウンディング）

参考資料

アンケート調査は令和8年度導入支援業務の段階のため、参考資料等で示す情報はすべて現時点（令和8年7月）の「想定」である点にご留意ください。今後の検討により変更となる場合があります。

令和8年7月
長崎市上下水道局

目次

1. 民間市場調査（マーケットサウンディング）の目的
2. 長崎市の下水道事業概要について
3. 水の官民連携（ウォーターPPP）について
4. 下水道の維持管理・ストックマネジメントと水の官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた取組み
5. 上下水道事業マスタープラン2025（令和7年3月策定）
6. 現時点の水の官民連携（ウォーターPPP）導入の考え方（想定）
7. 今後の水の官民連携（ウォーターPPP）スケジュールについて（想定）
8. 参考（ホームページ等）
9. 参考（用語集）

1. 民間市場調査（マーケットサウンディング） の目的

1-1. 民間市場調査(マーケットサウンディング)の目的

長崎市は、令和6年度に国土交通省より下水道分野におけるウォーターPPPのモデル都市の一つに選定され、下水道施設の効率的で持続可能な施設の管理・運営を目指し、民間のノウハウを活用して施設の維持管理や更新を一体的にマネジメントしていく「水の官民連携（ウォーターPPP）」（以下、「ウォーターPPP」とする）の導入に向けて検討を始めました。

令和7年度に、ウォーターPPPの事業効果及び民間事業者の参入意欲等を把握するため、導入可能性調査（以下、「R7導入可能性調査」とする）を実施し、マーケットサウンディングや事業効果を検証した結果、**事業手法は管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の更新実施型、対象施設は西部下水処理場及び一体管理しているポンプ場・マンホールポンプ（管路は対象外）を、検討対象として進めることに決定**しました。

そこで、R7導入可能性調査に引き続き、日本下水道事業団と技術的援助協定を締結し、**事業実施に向けた事業者選定手続きを行うため、令和8年度に「下水道施設へのウォーターPPP導入支援業務」を実施**しています。

つきましては、本業務における**実施方針（案）、要求水準書（案）の作成に向け、導入スキームの詳細な検討及び民間事業者の参入にあたっての要望等を把握・分析することを目的に、民間市場調査（マーケットサウンディング）として、アンケート調査を実施**します。

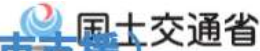
この参考資料は現時点の想定であり、マーケットサウンディングの結果等により変更となる場合があります。ご了承ください。

1-2. R6国土交通省モデル都市の事前検討

令和6年度に国土交通省のモデル都市に選定され、国の支援における事前検討として、導入する事業の可能性を広げるため、対象エリア、対象範囲、業務範囲など細かく絞らず、対象範囲を大きく設定した上で、地元企業を含めた民間企業へプレマーケットサウンディングを行った。

③ 財政的支援

下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討(モデル都市支援)



① 趣旨目的

下水道分野のウォーターPPP等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

② モデル都市支援の概要

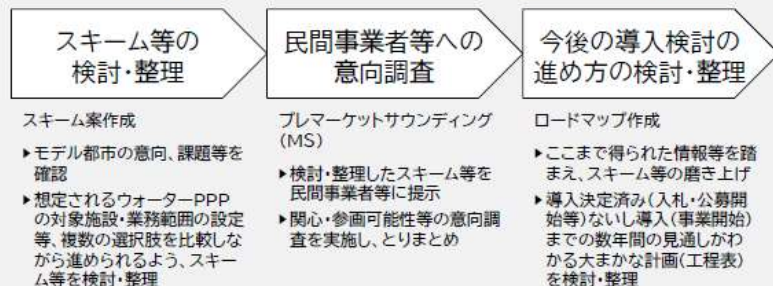
- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



③ 支援のイメージ

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に資するモデル性の高い導入検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

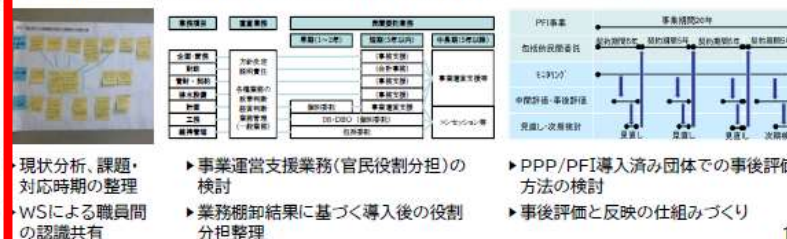
【モデル都市支援で想定するウォーターPPP導入検討準備の流れ】



④ 支援の実績

年度	モデル都市（地域）
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富土市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富土市、津市、堺市、周南市、大分市
H31/R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富土市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上市市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市
R6	福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、山口県下関市、熊本県宇土市、青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、和歌山県和歌山市、 <u>長崎県長崎市</u> 、大分県津久見市
R7	秋田県湯沢市、栃木県小山市、埼玉県本庄市、富山県射水市、長野県軽井沢町、島根県松江市

その他、モデル都市支援での具体的な検討のイメージ(実績)



1-3. R7ウォーターPPP導入可能性調査

令和7年度に日本下水道事業団と協定を締結し、ウォーターPPPの導入可能性調査において下から2番目の**民間市場調査（マーケットサウンディング）**を実施しました。

イ 事業内容

下水道ウォーターPPP導入可能性調査業務委託

- 維持管理及び更新事業に係る情報の収集・整理
- 地元企業が参入可能な官民連携事業スキームの検討
- 官民の役割分担・リスク分担の検討
- 民間市場調査（マーケットサウンディング）
- 導入評価など

オ ウォーターPPP導入の想定スケジュール



1-4. R8ウォーターPPP導入支援業務

令和8年度も日本下水道事業団と協定を締結し、ウォーターPPPの導入支援業務を実施しており、今回下記赤枠に示す業務の一環として、今回民間市場調査（マーケットサウンディング）を実施します。

オ 事業内容

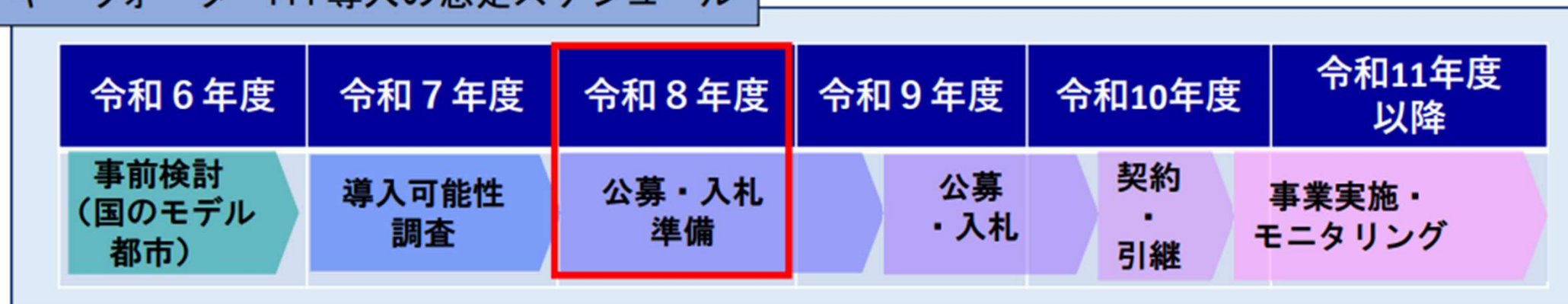
下水道ウォーターPPP導入アドバイザリー業務委託：事業費 54,800千円

- ・事業の有効性の詳細な検討
- ・地元企業が参入可能な事業スキームの詳細な検討
- ・実施方針(案)、要求水準書(案)の作成・公表
- ・質問回答の作成・公表
- ・公告資料の作成 など

受注者選定審査会の開催：事業費 1,084千円

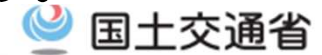
- ・委員報酬、旅費 など

キ ウォーターPPP導入の想定スケジュール



1-5. 民間市場調査（マーケットサウンディング）

民間市場調査（マーケットサウンディング）の目的・方法等は、次のとおりです。



実施編「第3章」3.2 マーケットサウンディング(MS)

- MSは、民間事業者等の参画意向等を確認し、レベル3.5の対象施設・業務範囲の設定等に向けた情報収集や、検討・整理して作成したスキーム案の比較、また、これの磨き上げ等のために、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの一つとして、導入検討の早期から適切に実施することが望ましい。
- FSと同様、形式的に実施することなく、目的・趣旨を明確にし、適切に情報開示した上で、管理者にとって真に必要な情報を収集されたい。

- レベル3.5の対象施設・業務範囲は、民間事業者等の参画意向等も踏まえた設定が適切
- MSではスキーム案等を提示(情報開示)した上で官民対話を実施することが有効・適切
- 導入検討の早期から必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを適切に実施することが留意点・ポイント
- 一般的なMSの目的・方法等は図表 3-3の通り
- レベル3.5は、一般的に対象施設・業務範囲の設定等が大きくなりやすいため、MSの対象とする民間事業者等の考え方や、どのような情報開示・質問等をするかが特に重要

図表 3-3 MSの目的・方法等

目的	● 民間事業者等の関心の把握 ● 民間事業者等の懸念点の把握 ● 事業スキームの検討への反映 *その他、候補となる手法についてヒアリングを行いたい事があれば適宜追加が必要
手法	● 説明会 ● アンケート ● ヒアリング
対象者	民間事業者等
方法	指名、公募 *方法選択に当たっては公平性の確保に考慮が必要

参考

- 新居浜市上下水道施設包括委託事業(レベル3.5)では関係資料を事前に公表したうえで官民対話を重ね事業内容等を変更
- 富士市終末処理場管理運転等業務委託(6期)(レベル3.5)では市場調査の段階で民間事業者等と対話を重ね、地元企業の活用に関して参画要件の見直しを実施

2. 長崎市の下水道事業概要について

2-1. 長崎市下水道事業の概要

長崎市の下水道事業は、昭和36年に中部処理区を供用開始し、64年が経過し、現在10カ所の下水処理場で汚水进行处理しています。

長崎市の集落排水事業は、平成3年に漁集の樺島処理区を供用開始し、34年が経過し、現在8カ所の汚水処理施設で汚水进行处理しています。

集落排水施設は、隣接する下水道へ統合できるところは今後段階的に統合する予定です。

ア 公共下水道事業

【事業の概要（公共下水道事業）】 (R5年度末現在)

事業認可年月日	昭和33年3月1日
開始年月日	昭和36年12月1日
公営企業法の適用	全部適用
行政区域内人口	393,052人
計画処理人口	371,100人
現在処理人口	371,559人
事業計画区域面積	6901.8ha
処理区域内人口密度	53.835人/ha

【公共下水道施設】 (R5年度末現在)

処理区数	19処理区 ・公共下水道 10処理区 ・特別環境保全公共下水道 9処理区
処理場数	10処理場

イ 農業・漁業集落排水事業

【事業の概要（農業・漁業集落排水事業）】 (R5年度末現在)

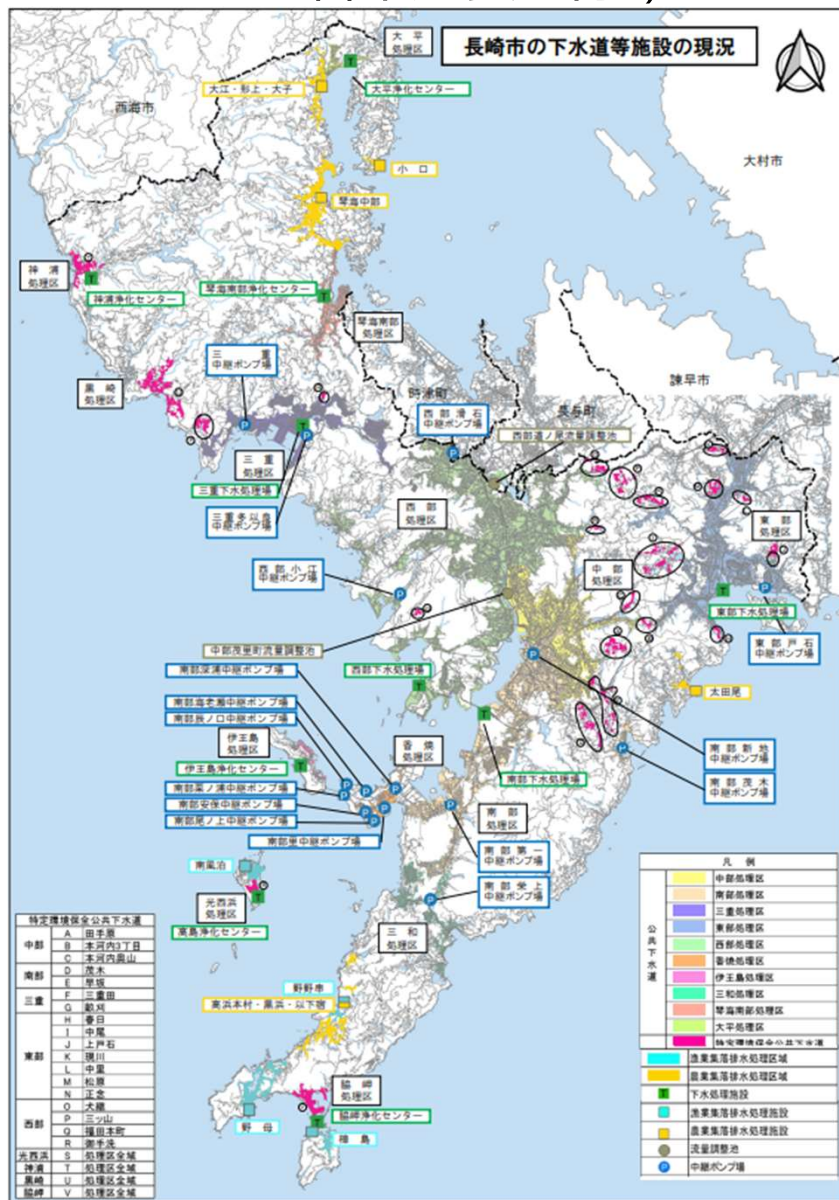
開始年月日	平成3年4月1日
公営企業法の適用	全部適用
事業計画区域面積	303.3ha
計画処理人口	16,369人
整備済人口	6,405人
水洗化人口	5,687人
水洗化率	88.8%

【農業・漁業集落排水処理施設】 (R5年度末現在)

処理区数	9処理区 ・農業集落排水処理施設 5処理区 ・漁業集落排水処理施設 4処理区
処理場数	8処理場

2-2. 長崎市下水道事業の概要

分流式で、10箇所の下水処理場、16カ所の汚水ポンプ場、2箇所の雨水ポンプ場、175箇所のマンホールポンプ、管渠延長は約1,854kmの下水道施設を有しています。（公共下水道のみ）

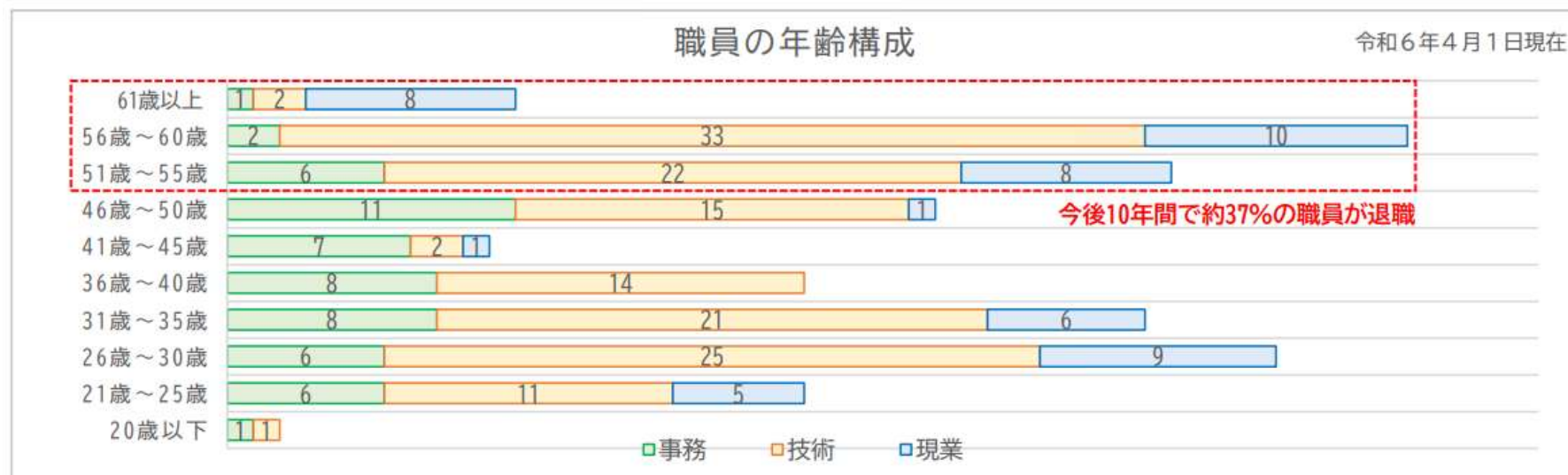


(令和6年度末)

行政人口	388,261人
供用開始	昭和36年 64年経過
処理方式	分流式
普及率	94.6%
水洗化率	97.3%
処理場	10処理場
ポンプ場	18箇所
マンホールポンプ	175箇所
管渠延長	1,854km
整備面積	5,591ha

2-3. 長崎市上下水道局の職員数の推移

行財政改革プランに基づく民間委託の拡大による業務の効率化により、採用を抑制することで組織のスリム化や職員数の削減を進めてきましたが、年齢構成の歪み、技術の継承、老朽化施設の更新、頻発する自然災害等の多様化するリスクへの対応等、様々な課題を抱えています。



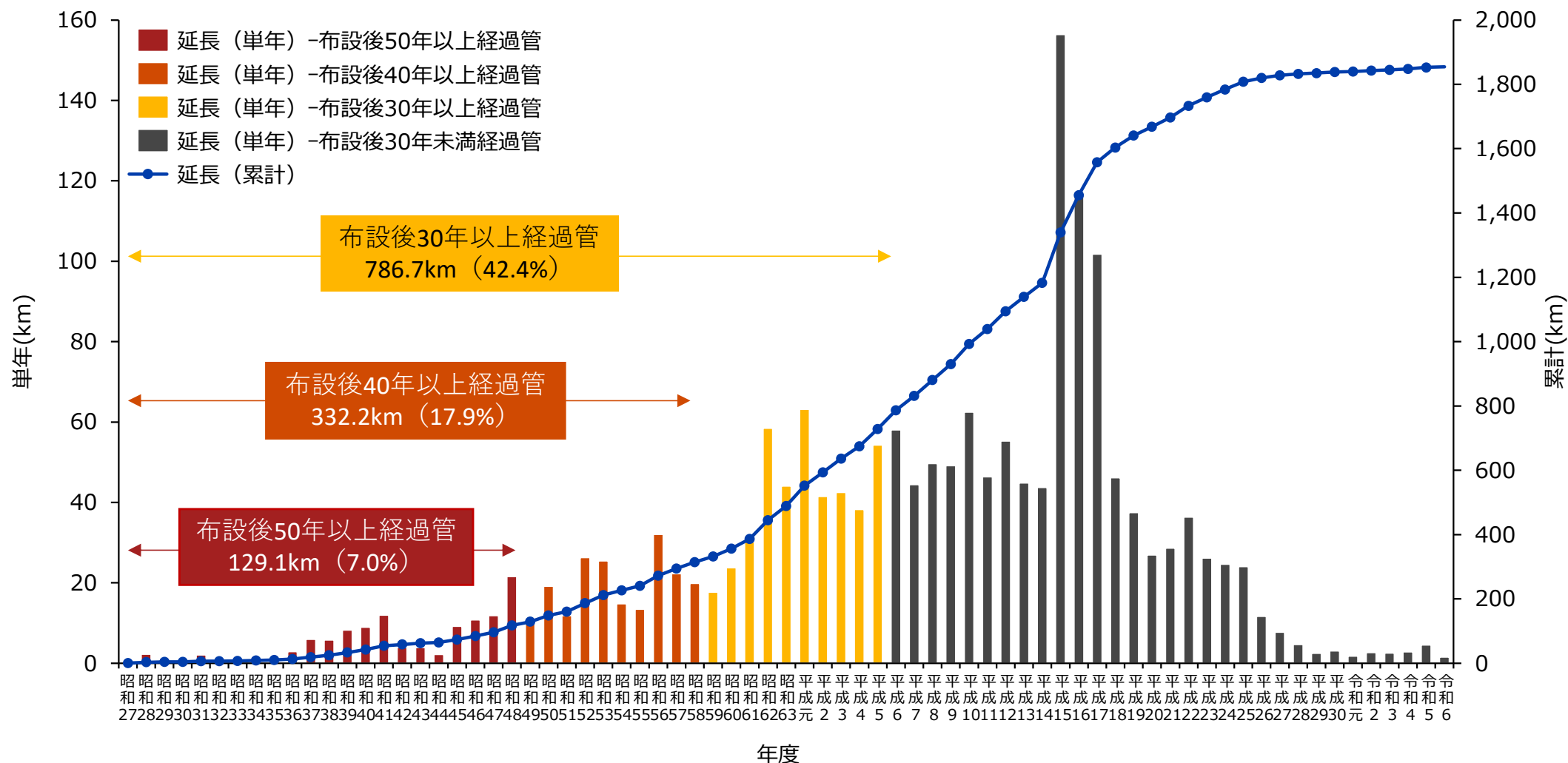
2-4. 各処理区及び施設一覧

長崎市の下水道施設は以下の通りです。

処理場名	西部 下水処理場	南部 下水処理場	伊王島 浄化セン ター	脇岬 浄化セン ター	高島 浄化セン ター	三重 下水処理場	神浦 浄化セン ター	琴海 南部 浄化セン ター	大平 浄化セン ター	東部 下水処理場
処理区	西部、中 部	南部、香 焼、三和	伊王島	脇岬	光西浜	三重、黒 崎	神浦	琴海南部	大平	東部
所在地	神ノ島町 1丁目 367番地 11	戸町5丁 目985番 地	伊王島町 2丁目 1178番 地5	脇岬町 3803-6	高島町 2707番 地34	京泊2丁 目8番50 号	神浦向町 293番地 2	琴海村松 町760番 地3	琴海大平 町1250 番地	田中町 279番地 46
供用開始	平成4年	昭和59年	平成15年	平成21年	平成12年	昭和59年	平成14年	平成17年	平成22年	平成元年
経過年数	33年	41年	22年	16年	25年	41年	23年	20年	15年	36年
敷地面積 (㎡)	92,100	43,200	3,500	3,100	3,000	37,400	6,150	9,300	2,500	37,000
処理方法	標準活性 汚泥法	標準活性 汚泥法	OD法	OD法	OD法	標準活性 汚泥法	OD法	長時間ア レーション法	OD法	標準活性 汚泥法
放流先	長崎湾	長崎湾	塩町排水 路	橘湾	高島港外	西彼海域	神浦川	村松川	形上湾	網場湾
水処理能力 (㎥/日)	83,700	31,400	600	900	200	11,000	600	2,400	700	18,700
R6日平均流 入量(㎥)	73,103	25,475	265	199	45	6,260	191	1,710	212	10,309
污水管渠延 長(km)	934.6	428.8	9.9	12.2	1.9	146.4	13.7	45.9	11.0	248.3
MP(箇所)	51	42	5	9	1	20	5	21	2	19

2-5. 長崎市下水道管渠の年度別布設延長

令和6年度末の管渠延長は約1,854kmで、管渠の標準耐用年数の50年を経過した管が約7.0%あり、今後老朽化施設が増大します。（公共下水道のみ）

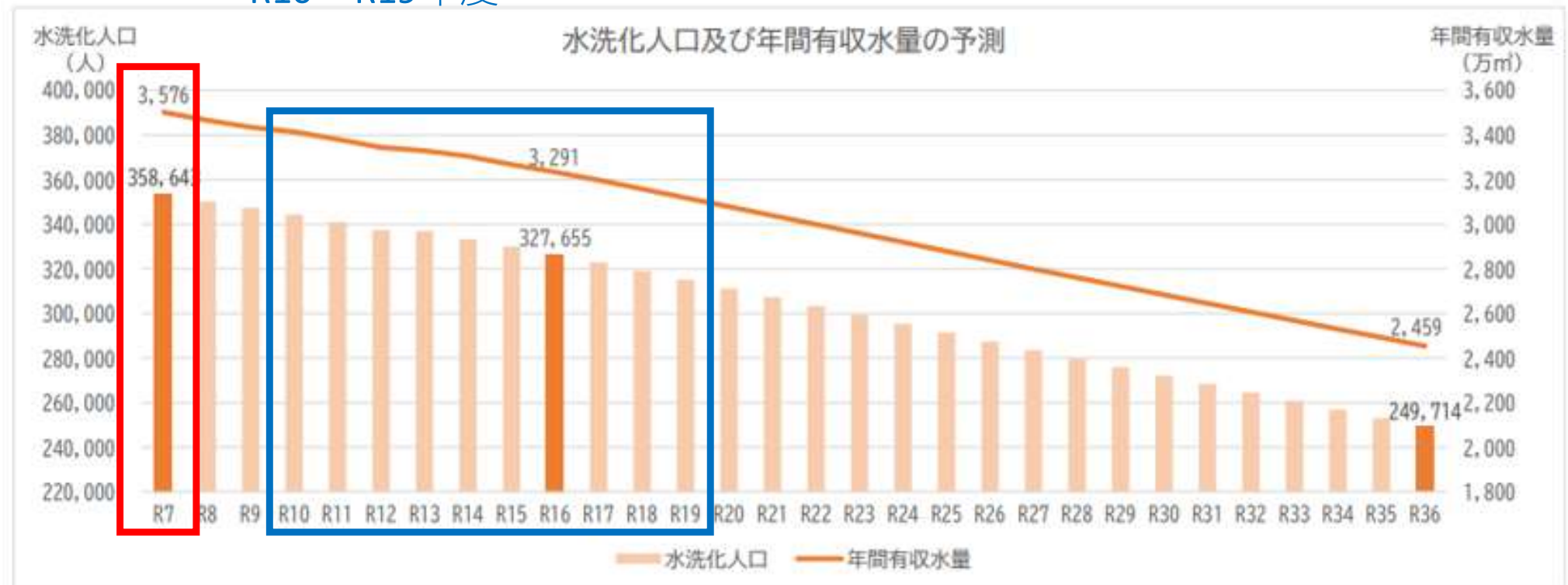


2-6. 水洗化人口と有収水量の予測

設問 15 - 1

令和5年度の水洗化人口は361,645人、有収水量は約3,576万m³となっており、将来の水洗化人口は減少する見込みです。有収水量も、給水人口の減少に伴い減少が見込まれます。

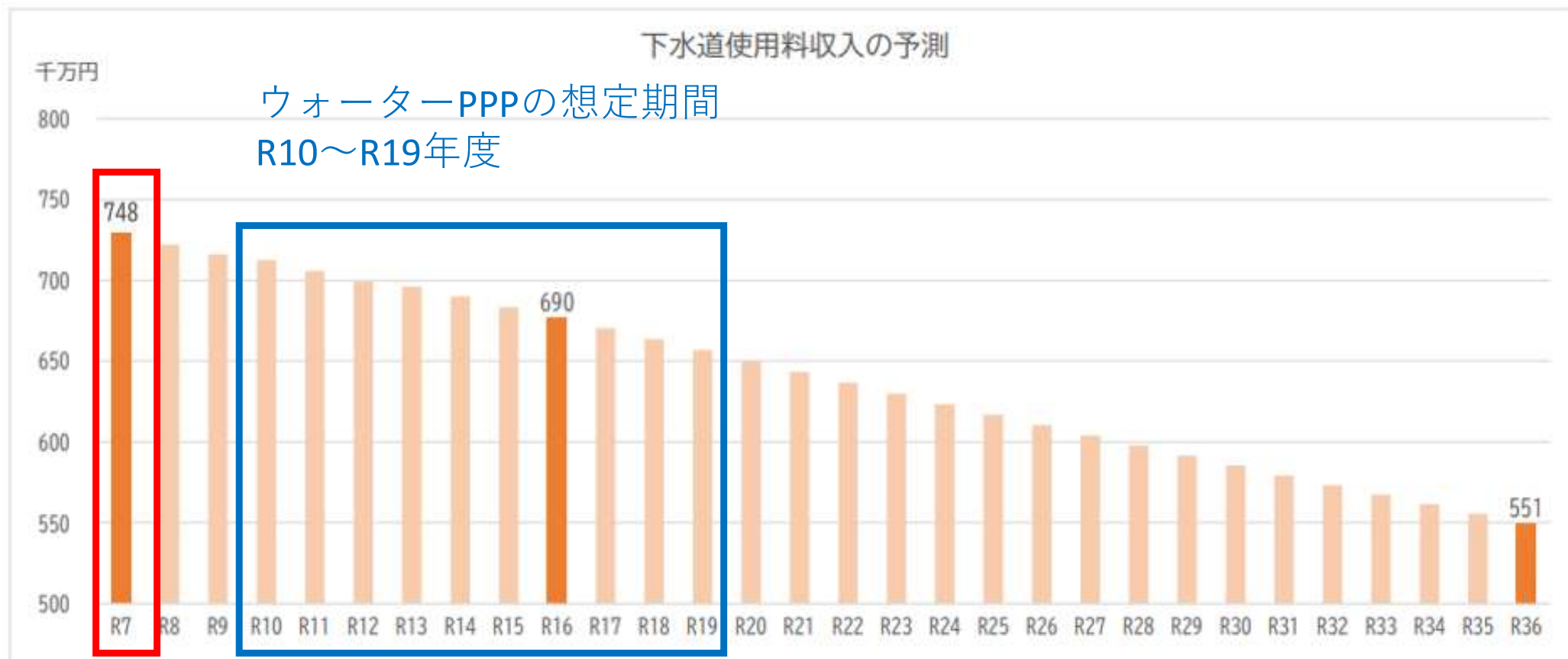
ウォーターPPPの想定期間
R10～R19年度



2-7. 下水道使用料の予測

設問 1 5 - 1

令和5年度における下水道利用料収入は、約73億9千万円です。有収水量の減少見込みに伴い、下水道使用料収入も減少する見込みです。



3. 水の官民連携（ウォーターPPP）について

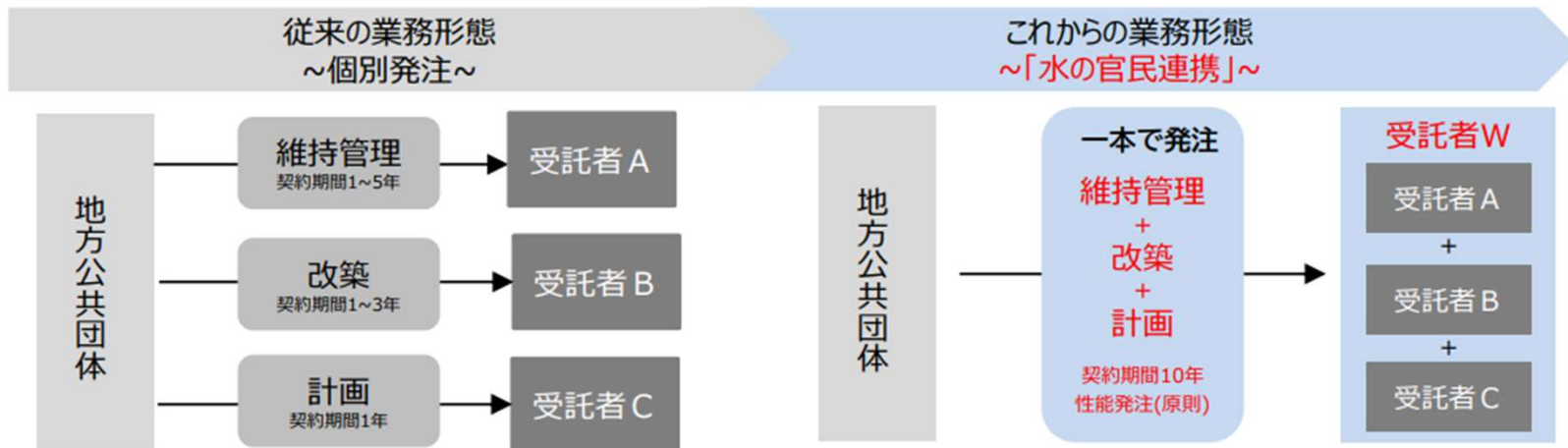
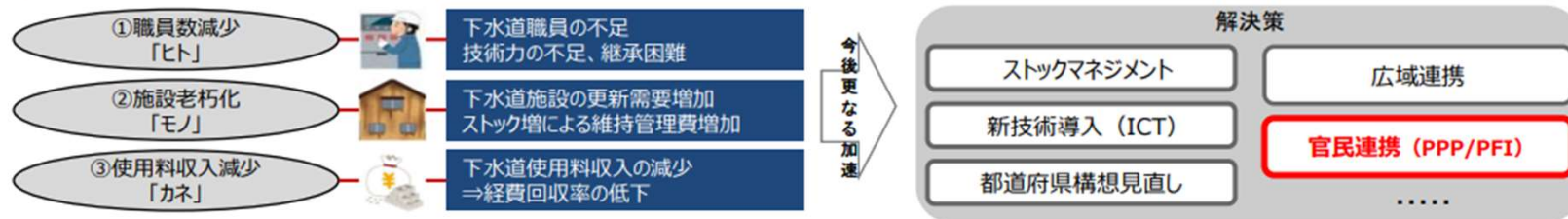
3-1. なぜ「水の官民連携」(ウォーターPPP)が必要なのか？

長崎市も①職員数の減少（P12）、②施設老朽化の増大（P13～14）、③使用料収入減少（P16）の課題を踏まえ、解決策のひとつとして、「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入を検討します。

なぜ「水の官民連携」(ウォーターPPP)が必要なのか？ 国土交通省

概要とポイント・留意点

(参考)「水の官民連携」レベル3.5の必要性和イメージ



○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
→（民間）業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

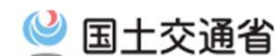
○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
○契約期間が長期▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
○性能発注が原則▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
○各取組間での連携がスムーズ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

5

3-2. 水の官民連携（ウォーターPPP）とは？

「PPP／PFI推進アクションプラン」（令和5年改定版）により、新たな官民連携方式として「ウォーターPPP」が位置付けられました。**ウォーターPPP導入が、令和9年度以降の污水管改築の交付金の要件化**になっています。

ウォーターPPPとは？(1/2)



PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
- 令和13年度までに100件の具体化を狙う
- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る

※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]

※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

1

3-3. PPP/PFI推進アクションプラン (R5.6月改定)

「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和5年改定版)により、新たな官民連携方式として「ウォーターPPP」が位置付けられました。

(参考)「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の内訳

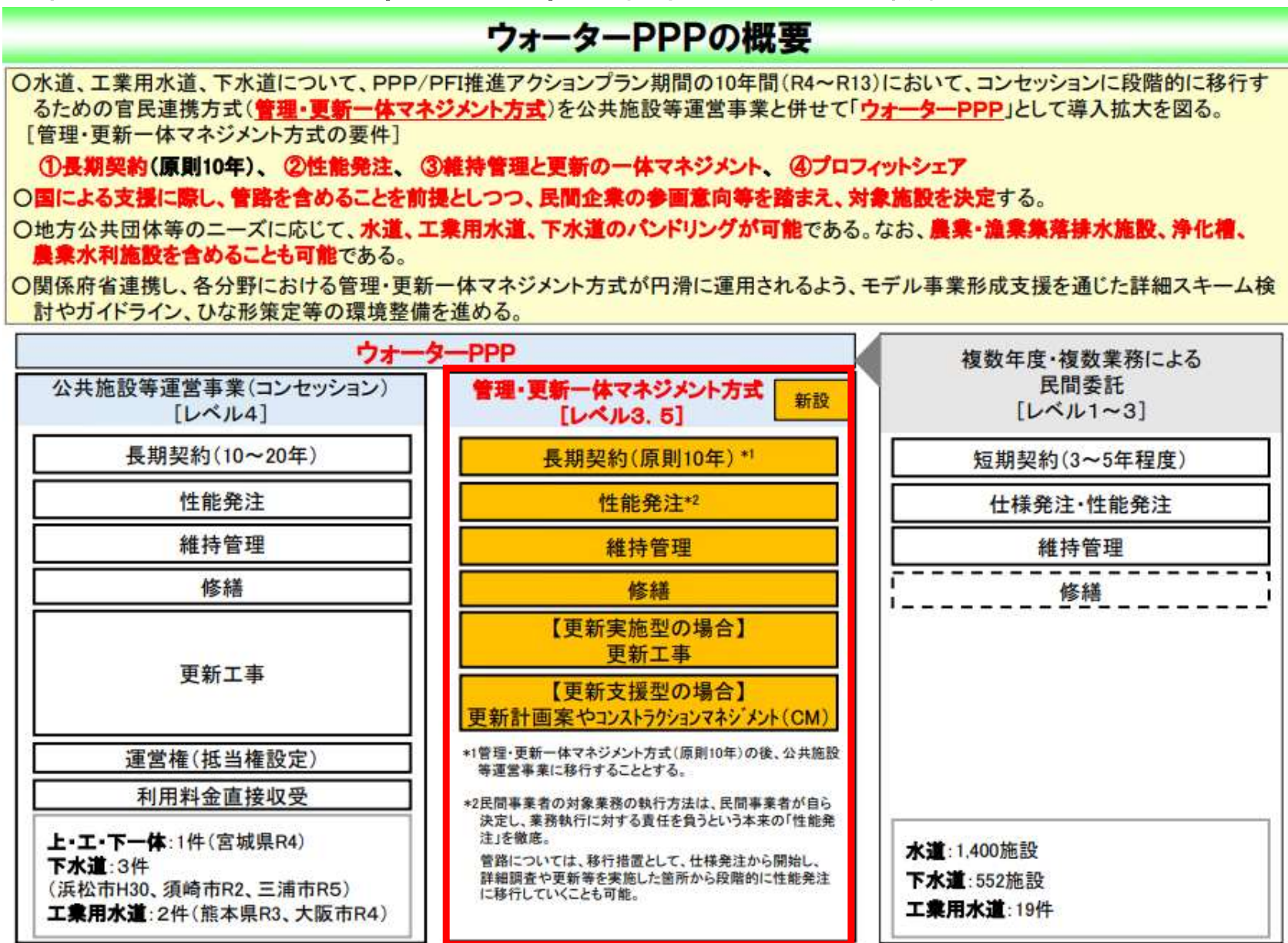
5年件数目標(R4-R8)		
重点分野	R4アクションプラン 5年間で少なくとも 具体化すべき事業 件数目標 (対象: R4-R8)	対象とする 施設・契約形態
空港	3	コンセッション
水道	5	コンセッション等
下水道	6	コンセッション
道路	6	バススタでコンセッション等 のPPP/PFI
スポーツ施設	10	コンセッション
文化・社会教育施設	10	コンセッション等
大学施設	5	コンセッション等
公園	2	利用料金の設定された 公園でのコンセッション
MICE施設	10	コンセッション
公営住宅	10	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	コンセッション
公営水力発電	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	公営企業局の 経営のあり方検討
工業用水道	3	コンセッションをはじめとする 多様なPPP/PFI
合計	70	

事業件数10年ターゲット(R4-R13)		
重点分野	R5アクションプラン 10年間で具体化を 狙う事業件数 (10年ターゲット) (対象: R4-R13)	対象とする 施設・契約形態 (案)
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーターPPP
下水道	100	ウォーターPPP
道路	60	バススタをはじめとする道路 分野全体(他分野との連携 含む)でのPPP/PFI
スポーツ施設	30	コンセッション
文化・社会教育施設	30	コンセッション等
大学施設	30	コンセッション、 PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど 公園全体での民間活用
MICE施設	30	コンセッション、 PFI
公営住宅	100	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用、 PFI
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10	コンセッション及び国際旅 客船拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設 における経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーターPPPをはじめとする 多様なPPP/PFI
合計	575	

下水道ウォーターPPP

3-4. 水の官民連携（ウォーターPPP）の概要

水の官民連携（ウォーターPPP）は、公共施設等運営事業（コンセッション、レベル4）及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称であり、その概要は次のとおりです。



3-5. 水の官民連携（ウォーターPPP）の4要件

新設された**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3. 5）**の4つの要件は次のとおりです。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア^{*1}の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

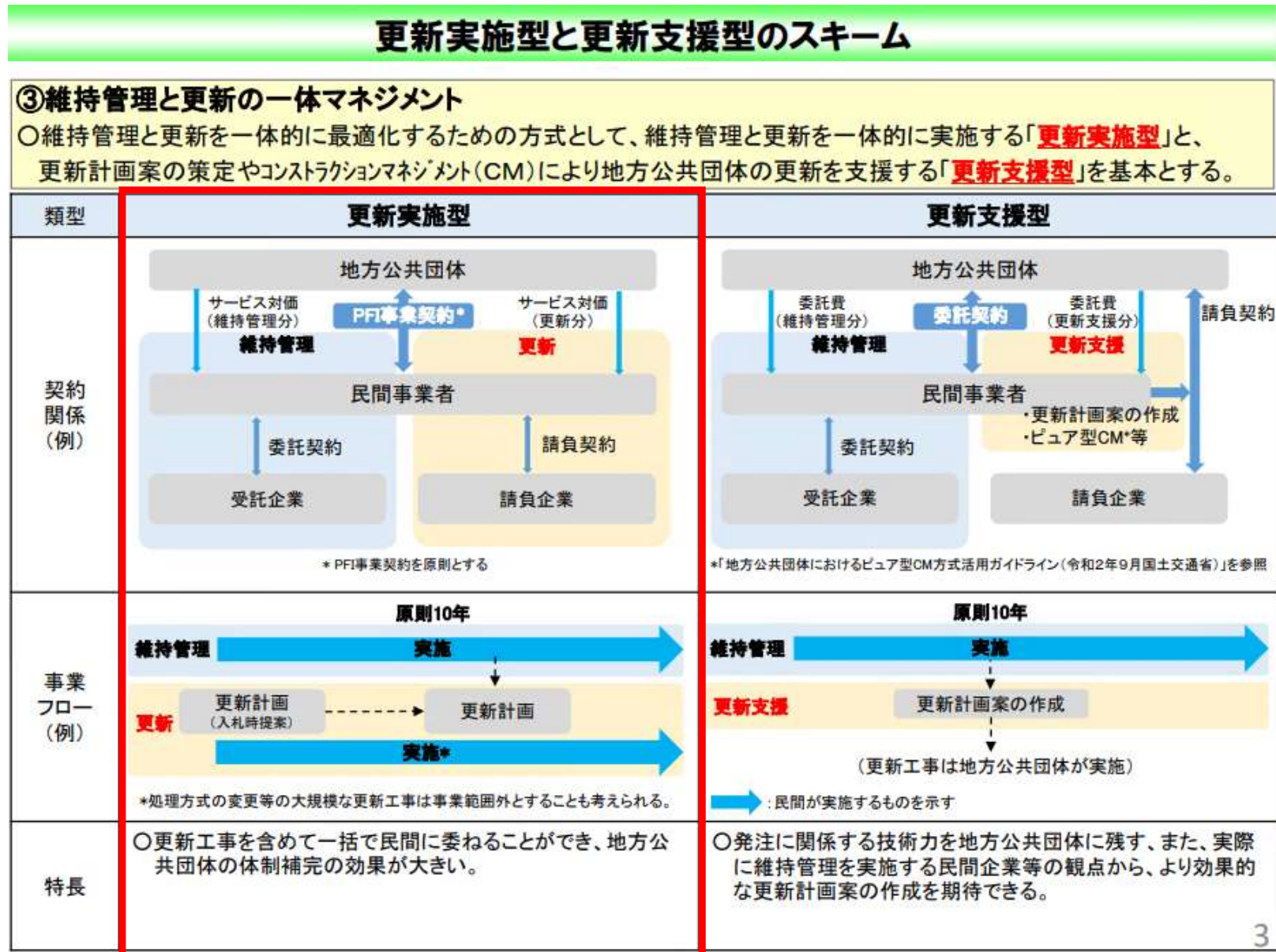
ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2削減		2	▶ プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)」によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

3-6. 更新実施型と更新支援型のスキーム

新設された管理・更新一体マネジメント方式（レベル3. 5）の4つの要件のひとつである
③「管理と更新一体マネジメント」の内容（更新実施型と更新支援型）は次のとおりです。



3-7. ウォーターPPPの導入効果

設問14－1

ウォーターPPPの導入効果は、定量・定性の両面で効果が期待されます。

		レベル3.5導入効果	
		 定量効果(VFM等)	 多様な定性効果
想定項目	ヒト	● 職員の負担軽減(時間外、工数等) ● 技術者数の確保(官民相互の体制)	● 雇用、設備投資の促進 ● 官民双方の技術移転、技術力向上 ● 災害時のバックアップ体制構築
	モノ	● 事業の進捗率(更新率、調査率、台帳更新率等) ● 各種サービス品質(指標等)	● DXの推進 ● 脱炭素の推進 ● 新技術導入
	カネ	● コスト縮減(≒VFM)	● 適正な競争環境の構築
留意点・ポイント		● 事業の進捗率については、経営戦略に位置付けられている指標による評価も考えられる ● サービス品質については、水質や要望対応率、不具合件数などによる評価が考えられる ● コスト縮減については、単純な委託費の比較のほかにライフサイクルコストの観点から評価も可能である	● 持続可能な下水道分野の実現の観点から、定量化できない項目についても評価が必要である ● デジタル・脱炭素の推進といった、他事業計画(DX・GX推進計画等)の実行に寄与する項目についても評価が必要である ● 競争環境構築による高止まり防止についても評価可能である
導入判断		● 定量効果と定性効果を総合的に考慮した導入判断が必要である ● VFMはPFI事業契約を選択した場合のみ必須である(PFI事業契約でない場合必須ではない)	

4. 下水道の維持管理・ストックマネジメントと水の官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた取組み

4-1. 下水道維持管理の現状

- 平成22年度から下水処理場の運転・維持管理は、包括的民間委託のレベル2.5を開始し、令和8年2月の第5期包括委託からレベル3に移行しました。
- 10カ所ある処理場は、4期目から地区ごとに4つの包括的民間委託（三重他、西部、東部、南部他）を契約し、効率化を図っています。

三重下水処理場他	処理方式	水処理能力
三重下水処理場	標準活性汚泥法	11,000m ³ /日
神浦浄化センター	OD法	600m ³ /日
琴海南部浄化センター	長時間エアレーション法	2,400m ³ /日
大平浄化センター	OD法	700m ³ /日

西部下水処理場	処理方式	水処理能力
西部下水処理場	標準活性汚泥法	83,700m ³ /日

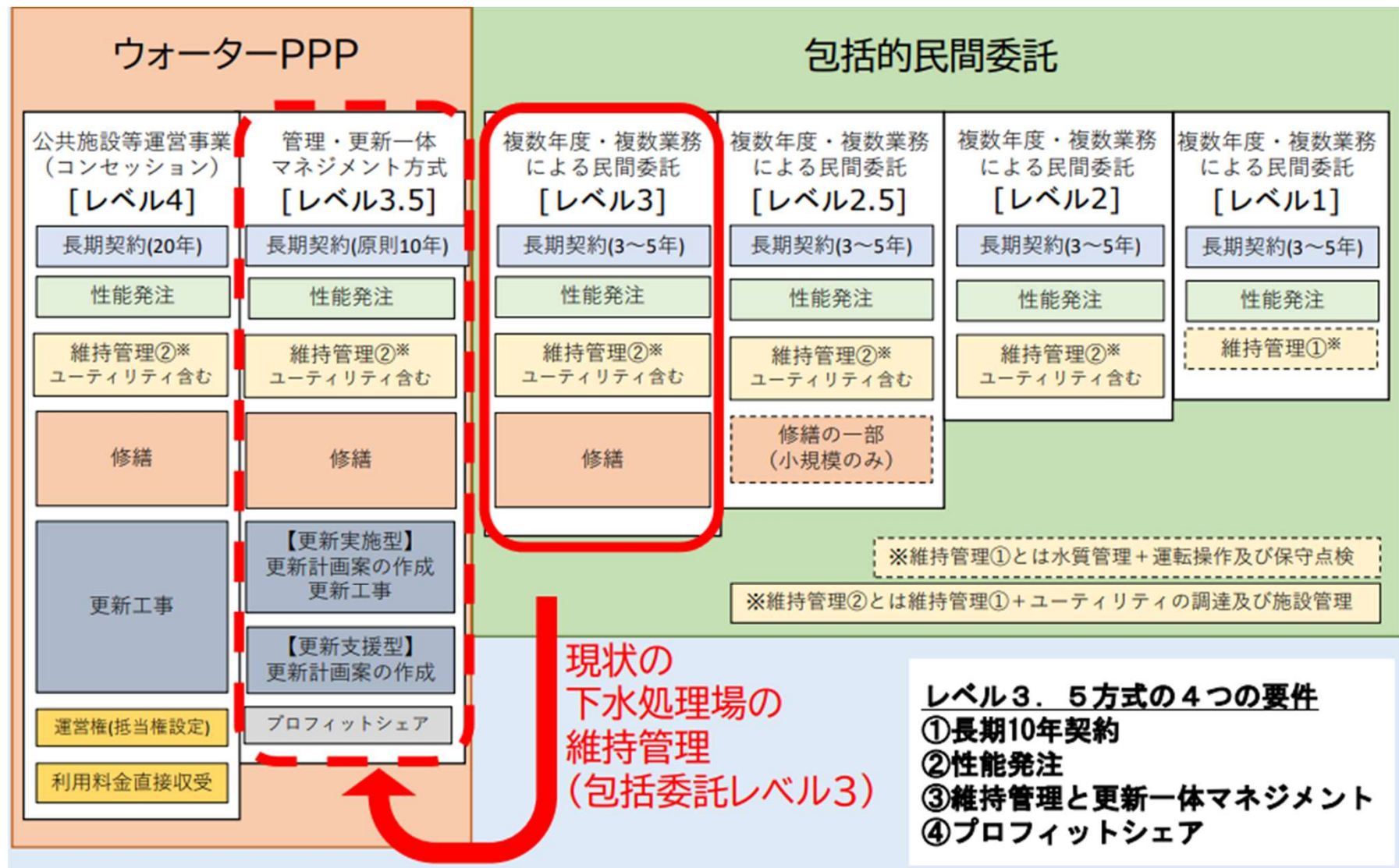
東部下水処理場	処理方式	水処理能力
東部下水処理場	標準活性汚泥法	18,700m ³ /日

南部下水処理場他	処理方式	水処理能力
南部下水処理場	標準活性汚泥法	31,400m ³ /日
伊王島浄化センター	OD法	600m ³ /日
脇岬浄化センター	OD法	900m ³ /日
高島浄化センター	OD法	200m ³ /日

- 管渠の維持管理は、包括的民間委託を導入しておらず、単年度の仕様発注で行っています。
- 集落排水処理施設の維持管理は、包括的民間委託を導入しておらず、単年度の仕様発注で行っています。

4-2. 下水処理場の包括委託とウォーターPPP

平成22年度から下水処理場の運転・維持管理は、包括的民間委託のレベル2.5を開始し、令和8年2月の第5期包括委託からレベル3に移行しました。令和11年2月から水の官民連携（ウォーターPPP）のレベル3.5の導入を想定しています。



4-3. 下水道ストックマネジメント事業

令和6年度から令和10年度の5年間の第2期下水道ストックマネジメント計画の更新事業費は約112億円で、予防保全で計画的な点検・調査及び修繕・更新工事に取り組んでいます。

ア 概要

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図るもの
- ・ 国の1次補正に伴い、令和8年度に予定していた国庫補助事業等の一部を、令和7年度下水道事業会計補正予算（第3号）において令和7年度に前倒しし実施

※令和8年度当初：497,660千円＋令和7年度補正：488,800千円＝986,460千円

【下水道ストックマネジメント計画】

下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による対策の優先順位付けを行ったうえで、中長期的な視点で下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理することを目的とした計画

令和8年度はウォーターPPPの検討対象施設についての計画策定を実施

計画期間：令和元年度～令和5年度（第1期）

令和6年度～令和10年度（第2期）※現行計画

（単位：千円）

事業費：

年度 区分	R6	R7	R8	R9	R10	合計
管渠	409,945	416,840	582,240	399,300	419,700	2,228,025
処理場・ ポンプ場	1,593,309	1,594,359	404,220	2,611,200	2,766,900	8,969,988
合計	2,003,254	2,011,199	986,460	3,010,500	3,186,600	11,198,013

4-4. 下水道ストックマネジメント計画（処理場）

令和6年度から令和10年度の5年間の想定事業費は、約144億円を予定しています。

次の表は、そのうち4エリアの下水処理場・ポンプ場の包括的民間委託別の更新事業費です。

西部下水処理場は、市内の下水処理場で最も多い53億円の更新工事が予定されています。

単位：百万円

包括別	下水処理場 浄化センター			ポンプ場			合計			総計
	土木 建築	電気	機械	土木 建築	電気	機械	土木 建築	電気	機械	
西部	33	3,906	328	33	1,009	-	66	4,915	328	5,309
南部他	125	429	357	-	179	-	125	608	357	1,090
南部	113	411	357	-	179	-	113	590	357	1,060
伊王島	12	11	-	-	-	-	12	11	-	23
高島	-	7	-	-	-	-	-	7	-	7
三重他	47	1,841	1,096	-	115	-	47	1,956	1,096	3,099
三重	47	1,728	1,096	-	115	-	47	1,843	1,096	2,986
神浦	-	4	-	-	-	-	-	4	-	4
琴海南部	-	109	-	-	-	-	-	109	-	109
東部	65	1,795	1,892	-	46	-	65	1,841	1,892	3,798
合計	270	7,971	3,673	33	1,349	-	303	9,320	3,673	13,296

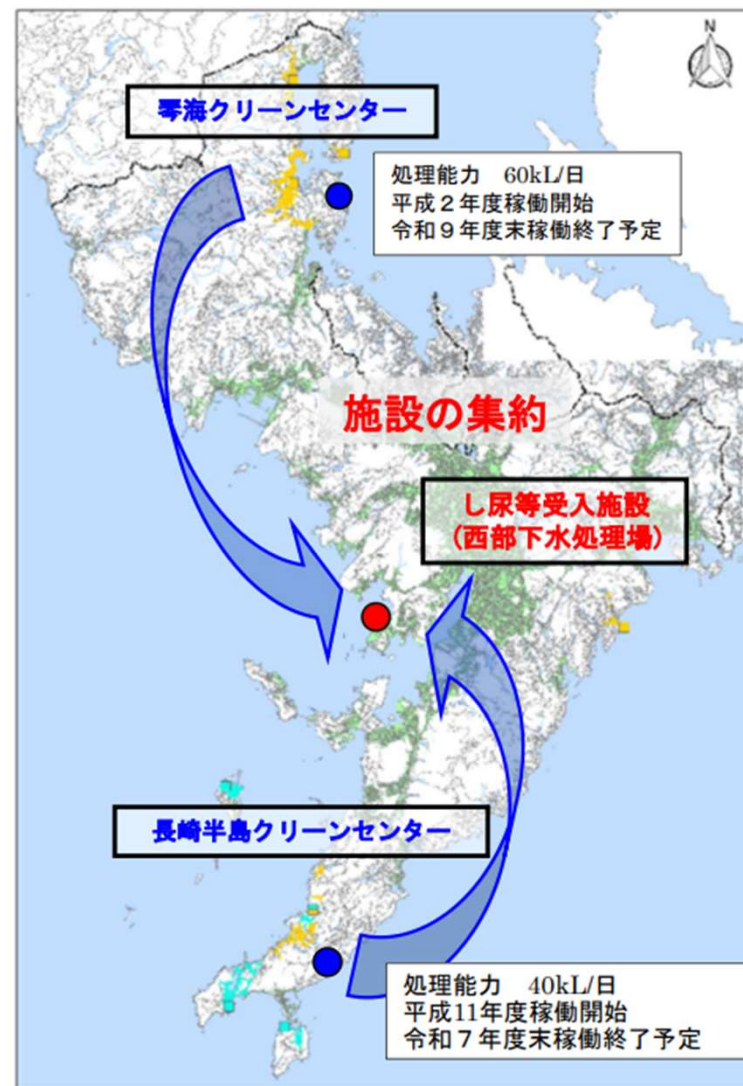
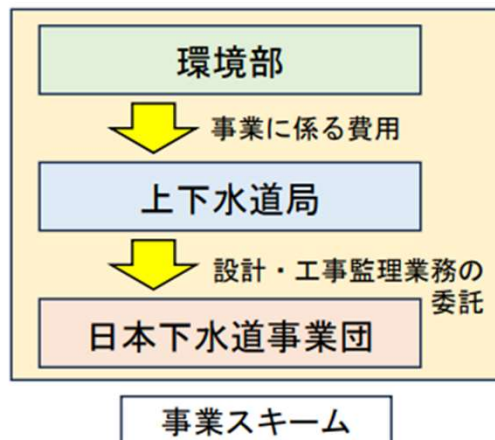
4-5. し尿等を西部下水処理場に投入

老朽化した2箇所のし尿処理施設を機能停止して、西部下水処理場にし尿等受入施設を令和7年度から令和9年度で建設し、令和10年度からの稼働を予定しています。

し尿等を公共下水道に投入（し尿処理施設の共同化）

西部下水処理場 し尿等受入施設建設

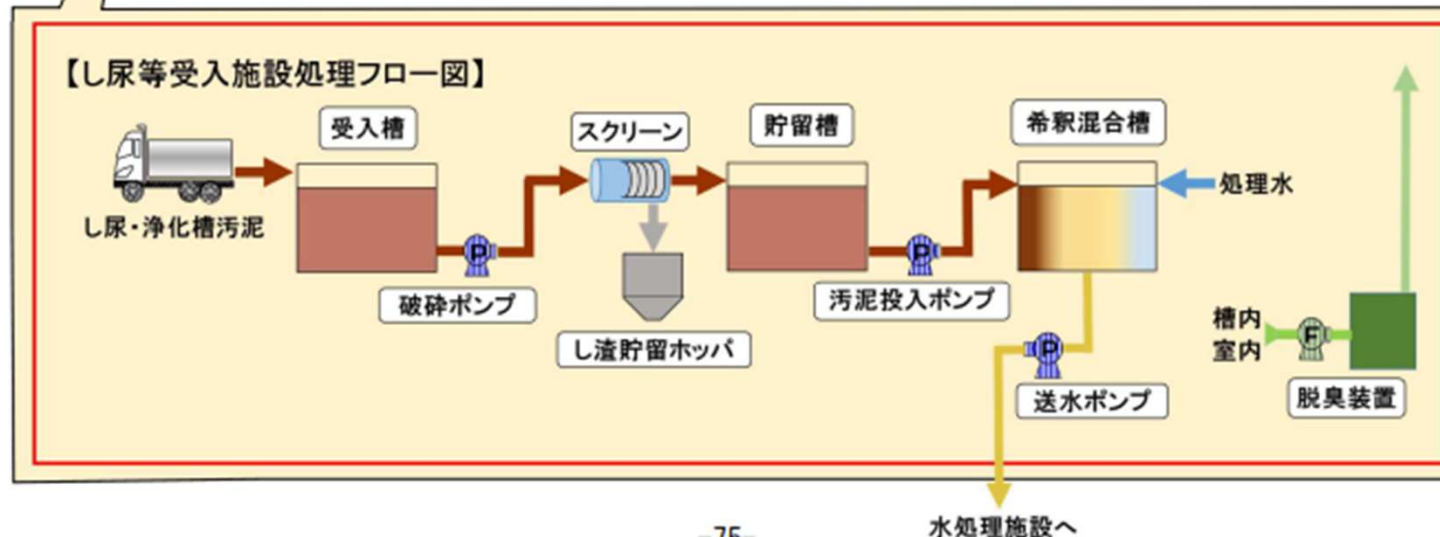
- (1)事業期間 令和5年～9年度
- (2)処理能力 約60kL/日
- (3)建築面積 約500㎡(20m×25m)
- (4)建物規模 地下1階地上2階建て
- (5)建物高さ 約12m



4-6. し尿等を西部下水処理場に投入

老朽化した2箇所のし尿処理施設を機能停止して、西部下水処理場にし尿等受入施設を令和7年度から令和9年度で建設し、令和10年度からの稼働を予定しています。

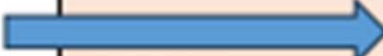
し尿等を公共下水道に投入（し尿等処理施設の共同化）



4-7. し尿等を西部下水処理場に投入

老朽化した2箇所のし尿処理施設を機能停止して、西部下水処理場にし尿等受入施設を令和7年度から令和9年度で建設し、令和10年度からの稼働を予定しています。

【事業スケジュール】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
基本設計						
詳細設計						
土木・建築工事				 準備期間 現場施工		
機械工事				 製作・準備期間 現場施工 試運転		
電気工事				 製作・準備期間 現場施工 試運転		
外構工事						
稼働						

5. 上下水道事業マスタープラン2025 (令和7年3月策定)

5-1. 長崎市上下水道事業マスタープラン2025

長崎市上下水道マスタープラン2025に記載しているウォーターPPPの導入検討は次のとおりです。

■ 第4章 これからの上下水道事業

主な取組み

1 官民連携による効率的な事業運営の推進

- ・効率的で持続可能な施設の管理・運営を目指し、民間のノウハウを活用して施設の維持管理や更新を一体的にマネジメントしていく「ウォーターPPP」の導入を検討します。
- ・新たに整備する浄水場について、DBO方式により施設の整備、運営、維持管理に民間活力を導入します。

2 DXの推進

- ・デジタル技術を活用し、市民の利便性の向上やサービスの充実、行政事務の効率化に取り組みます。
- ・給排水設備工事申請等について、電子申請での受付を行い、お客さまサービスの向上に努めます。
- ・スマートメーターの実証実験により、経済的効果や実施上の課題、活用可能性の検証を進めます。
- ・施設の運転や施設台帳等の管理において、AIなどの新技術を活用した新システムの導入を検討します。
- ・既存システムの更新時において、標準化されたシステムを採用し、効率的・効果的な施設管理を目指します。
- ・料金徴収事務の効率化を図るため、料金システムの更新を進めます。
- ・会計事務の効率化を図るため、最新の企業会計システムへの更新を行います。

3 新技術の導入

- ・新たに整備する浄水場について、高度浄水処理方法である膜ろ過方式をはじめ、最新技術による効率化や省エネ型機器等の導入を検討します。
- ・施設の運転や施設台帳等の管理において、AIなどの新技術を活用した新システムの導入を検討します。（再掲）

5-2. 長崎市上下水道事業マスタープラン2025

長崎市上下水道マスタープラン2025では、下水道会計は令和13年度から赤字になる見込みです。

投資・財政計画（下水道事業）

（単位：億円）

年度			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R7～R16 計
収益的収支（税抜き）	収入	下水道使用料	75	74	74	73	72	72	71	70	70	69	720
		長期前受金戻入	23	24	25	27	25	25	25	26	25	25	250
		その他	22	20	19	26	23	21	20	19	19	19	208
		計	120	118	118	126	120	118	116	115	114	113	1,178
	支出	人件費	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	59
		維持管理費ほか	38	42	39	38	38	39	40	41	41	42	398
		減価償却費等	62	64	65	74	68	67	67	68	69	68	672
		支払利息	6	6	5	6	5	5	4	4	4	4	49
	計	112	117	115	124	117	117	117	119	120	120	1,178	
	純利益		8	1	3	2	3	1	△ 1	△ 4	△ 6	△ 7	0
資本的収支（税込み）	収入	企業債	33	38	57	14	15	8	18	19	3	10	215
		出資金	21	21	19	17	16	14	13	12	11	10	154
		その他	16	17	39	17	21	8	24	22	9	15	188
		計	70	76	115	48	52	30	55	53	23	35	557
	支出	建設改良費	46	64	106	48	55	27	61	59	25	41	532
		企業債償還金	57	55	52	45	44	40	36	35	33	29	426
		その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
		計	104	120	159	94	100	68	98	95	59	71	968
	資本的収支差引		△ 34	△ 44	△ 44	△ 46	△ 48	△ 38	△ 43	△ 42	△ 36	△ 36	△ 411
補填 財源 発生額	内部留保資金等	42	44	44	49	45	45	45	46	44	45	449	
	利益剰余金	8	1	3	2	3	1	△ 1	△ 4	△ 6	△ 7	0	
	計	50	45	47	51	48	46	44	42	38	38	449	
当年度資金収支		16	1	3	5	0	8	1	0	2	2	38	
累積資金残高		150	151	154	159	159	167	168	168	170	172		

5-3. 長崎市上下水道事業マスタープラン2025

令和7年度から令和16年度の10年間のストックマネジメント計画に基づく更新事業費は363億円を見込んであり、更新事業費が増加する予定です。

■ 第5章 投資・財政計画（収支計画）

投資の目標を達成するため及び更新需要を踏まえ、主な建設改良費について今後 10 年間の事業費を見込んだ投資計画を下記のとおり示します。

投資計画	(単位：億円)									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ストックマネジメント事業	23	23	62	37	45	17	54	49	18	35
施設統合整備事業	17	29	31	4	2	1	1	1	—	—
雨水建設事業	10	3	5	—	2	2	0	0	1	—
污水管渠・下水処理場等 整備事業	4	5	4	3	3	4	4	7	3	3
污水改良事業等	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	56	61	103	45	53	25	60	58	23	39

○ストックマネジメント事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図るものです。管更生工事、各処理場等改築工事等R7年度からR16年度までの計画期間で約363億円の事業費を見込んでいます。更新需要の増加に伴い、計画期間を通して各処理場での中央監視制御設備改築工事、受変電設備改築工事、自家発電設備改築工事等を計画しており、事業費が増加しています（集落排水事業の計画的な更新を含みます。）。

○施設統合整備事業は、下水処理場の統廃合を行うことで事業の効率化及び経費の縮減を図るものです。中部下水処理場の西部下水処理場への統合事業、集落排水処理施設の統合（広域化）事業、し尿処理施設の共同化事業等R7年度からR16年度までの計画期間で約86億円の事業費を見込んでいます。特に、R7年度からR9年度までにかけては、中部下水処理場の解体工事やし尿等受入施設の建設工事により事業費が増加しています。

○雨水建設事業は、潮位の影響を受けやすい河川や海沿いの低地地区や河川の流下能力が不足する地区において、雨水の浸水の防除のため、雨水管渠の整備を実施するものです。各排水区の雨水管渠布設事業でR7年度からR16年度までの計画期間で約23億円の事業費を見込んでいます。特に、R7年度からR8年度までにかけては、文教排水区にて雨水渠布設推進工事により事業費が増加しています。

○污水管渠・下水処理場等整備事業は、円滑な排水を促進するための污水管渠の再構築や適正な維持管理を図るため、下水処理場の整備を行うものです。污水管布設などの面整備事業、各下水処理場等整備（増設・築造）事業、各下水処理施設耐震化事業などR7年度からR16年度までの計画期間で約40億円の事業費を見込んでいます。

○污水改良事業は、既設污水管渠の移設及び下水処理場の既設設備の改良等を実施するものです。R7年度からR16年度までの計画期間で約11億円の事業費を見込んでいます。

5-4. 長崎市上下水道事業マスタープラン2025

下水道事業の収支計画では、令和13年度から赤字が発生する見込みであるため、この解消に向けて、より効率的な事業運営を目的としてウォーターPPPの推進を検討します。

■ 第5章 投資・財政計画（収支計画）

(5) 下水道事業に係る投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組

本市においては、人口減少が進む中、都心部や各地域の拠点に居住機能や都市機能が集積されていくため、これに併せて、下水道事業についても、今後の施設のあり方について見直しを図っていく必要があります。

また、令和5年度から導入したアセットマネジメント支援情報システムにより施設の重要度・優先度を踏まえた投資・財政計画の策定に向けて取り組んでいますが、一部システムに反映できていない施設があり、精度を高めていく必要があります。

収支計画では、令和13年度から赤字が発生するため、この解消に向けて、より効率的な事業運営を目的としたウォーターPPPの推進や内部留保資金のさらなる活用を進めながら、経営状況を改めて検証し、使用料改定の必要性について検討します。

6. 現時点の水の官民連携（ウォーターPPP） 導入の考え方（想定）

6-1. 長崎市の課題とウォーターPPP導入の期待効果

下水道事業が抱える主な課題と、水の官民連携（ウォーターPPP）導入により期待する効果は次のとおりです。

長崎市の 下水道事業 が抱える 主な課題

- 下水道施設の老朽化に伴い、計画的な更新が必要。
- 今後の流入水量の減少を見据え、処理水量に応じた規模の適正化や処理方法の見直しを進める必要。
- 省エネルギー、創エネルギーを視野に入れた設備の更新等を行っていく必要。
- 今後、多くの職員の退職が見込まれる中で、将来にわたって持続可能な組織基盤の維持が必要。

水の官民連携 (ウォーターPPP) 導入による 期待効果

- 維持管理・更新計画の策定・更新工事を一体的に行うことで一体事業による効率化や事業費の低減。
- 性能発注による維持管理・運転管理や下水道施設の更新工事の高度化・効率化。
- 民間事業者の創意工夫・ノウハウを生かした維持管理費の低減や施設の適正化・DX・脱炭素の推進や新技術導入を推進。
- 職員の体制補完、及び技術継承の取組を推進。

6-2. 対象施設・業務範囲設定の考え方

導入検討に際し、対象施設・業務範囲の考え方のポイントは次のとおりです。

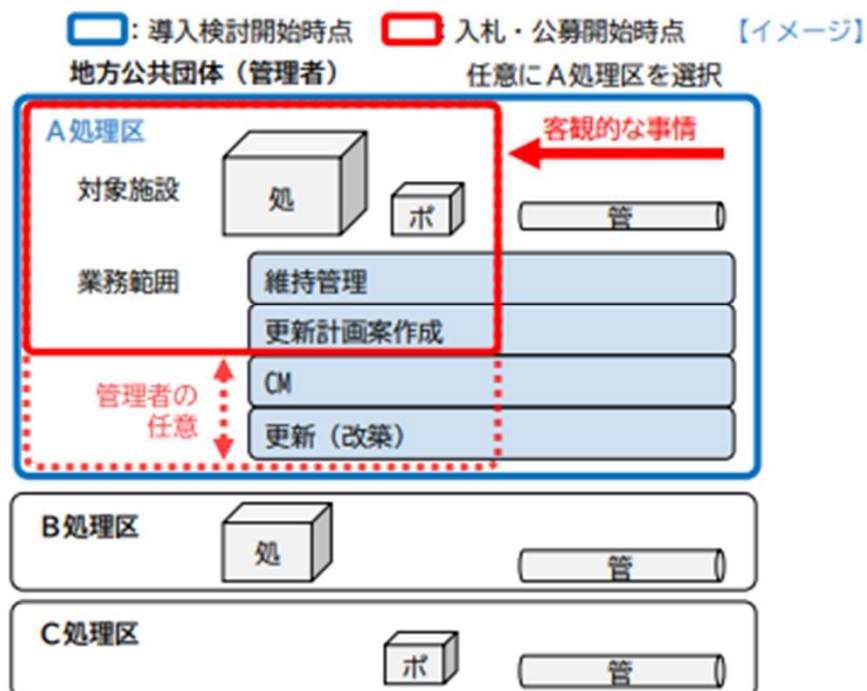
基礎編「第3章」3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方



- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン(4.1、4.2)を参照



6-3. R6国土交通省モデル都市の事前検討結果概要

令和6年度の国土交通省モデル都市の事前検討の結果概要について、令和7年6月市議会建設水道委員会で報告しました。

下水道官民連携（ウォーターPPP）事業導入

(1) 事業の概要・目的

- 国の「PPP／PFI推進アクションプラン」が令和5年度に改定され、ウォーターPPPを推進する方向性が示された
- ウォーターPPP導入が、令和9年度以降の污水管改築に係る交付金要件となった
- 長崎市は、令和6年度のモデル都市のひとつに選定され、事前検討に関して国土交通省から支援を受け、地元企業を含めた民間事業者への意向調査（プレマーケットサウンディング）を実施した

(2) プレマーケットサウンディングの結果概要

- 管路、処理場、コンサルの39社（地元企業25社、大手企業14社）すべてから回収（回収率100%）
- 地元企業25社向けに、ウォーターPPPの理解を深めてもらうため、説明会を開催した
- 39社のほとんどが長崎市の下水道ウォーターPPPに高い関心があった
- 一つの処理区、または複数の処理区を対象にしてほしいとの意見が多かった
- 包括的民間委託をすでに導入している処理場を対象施設にしてほしいとの意見が多かった
- 更新実施型または更新支援型の両方を希望する意見があった

(3) 想定スケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
事前検討 (国のモデル都市)	導入可能性調査	入札・公募準備	入札・公募 契約・引継	事業実施・モニタリング

6-4. R6事前検討結果を踏まえた想定スキーム(案)

令和6年度の国土交通省モデル都市の事前検討の結果、ウォーターPPPの対象範囲は、平成22年度からレベル2.5の性能発注の包括的民間委託を導入し、現在4期目の下水処理場を基本とし、事業規模が大きい西部処理区もしくは南部処理区他を対象とする結果となりました。

対象エリア	西部処理区			南部処理区他		
	■ : WPPP対象範囲 ■ : 下水処理場 □ : 処理区境			■ : WPPP対象範囲 ■ : 下水処理場 □ : 処理区境		
	—			集落排水		
バンドリング	更新実施型/支援型			更新実施型/支援型		
事業手法	施設			施設		
対象施設	管路※1			管路※1		
対象業務	維持管理	修繕	更新工事	維持管理	修繕	更新工事
	計画作成	更新工事	更新工事	計画作成	更新工事	更新工事
SM計画(R6~10) 事業費(百万円)	5,309			1,090		
	1,147※2			461		

※1 令和6年度の事前検討結果より施設と管路の一体事業の実施は困難である結果となった
※2 西部処理区には中部処理区の管路を含む

6-5. R7導入可能性調査を踏まえた事業スキーム(案)

令和7年度に導入可能性調査を実施し、民間市場調査（マーケットサウンディング）や事業効果を検証した結果、**西部下水処理場の更新実施型を検討対象として進めることに決定**しました。

対象事業	公共下水道事業
事業手法	管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新実施型
対象施設	西部下水処理場及び一体管理しているポンプ場、マンホールポンプ（管路は対象外）
事業期間	10年間（令和11年2月～令和21年1月） 処理場の第5期包括委託の期間を踏まえ、令和11年2月から事業開始予定

【参考】西部下水処理場と南部下水処理場の効果の比較

	西部下水処理場	南部下水処理場
現包括委託の範囲	西部下水処理場のみ	南部下水処理場他 3 浄化センター
対象施設処理能力	83,700m ³ /日	31,400m ³ /日
総更新事業費（概算）※	約104億円	約81億円
コスト縮減（概算）※	約0.4%	約0.3%
職員の負担軽減※	約2.5人	約1.7人

※総更新事業費、コスト縮減効果や職員の負担軽減は、現ガイドライン等による概算である

6-6. 想定 of 業務範囲

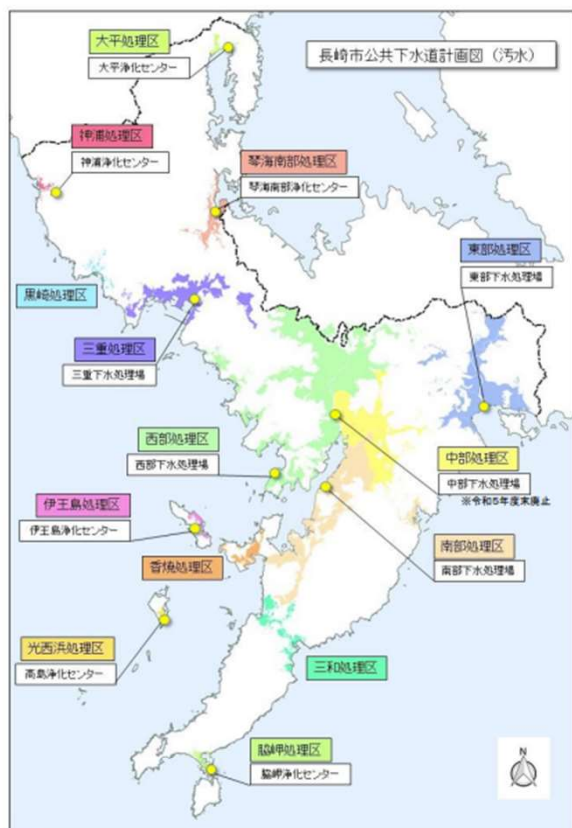
設問 4 - 2

第5期西部下水処理場包括委託の業務に、ウォーターPPPはマンホールポンプ緊急対応、水質検査等、更新計画案作成、更新工事等を加えることを想定しています。

	既往包括委託 業務範囲	WPPP業務範囲（想定）	
		導入方針	備考
運転管理	○	○	
保守点検	○	○	
補修・修繕	○	○	
水質・汚泥試験	○	○	
清掃	○	○	
臭気測定・対策	○	○	
夜間遠隔監視・連絡	○	○	
ユーティリティー調達	○	○	
除草・樹木管理	○	○	
廃棄物（脱水ケーキ等 （沈砂含む）及びし渣）	○	○	※運搬・処分業者との契約は市が行う想定
災害等緊急時対応	○	○	※マンホールポンプを含む
消防設備点検	○	○	
水質検査等	×	○	
更新計画案作成	×	○	
工事監理	×	○	
詳細設計	×	○	
更新工事	×	○	

6-7. 西部下水処理場の概要

ウォーターPPPの対象施設として想定している西部下水処理場のパンフレットは次のとおりです。



西部下水処理場の沿革

昭和61年	5月	市計画決定：事業計画開始
昭和62年	2月	下水道法事業認可、都市計画事業認可
昭和62年	3月	管渠工事着手
昭和63年	7月	処理場工事着手
平成 4年	7月	供用開始
平成11年	1月	第22次事業認可変更（西部小江原処理区を西部処理区へ）
平成12年	3月	第23次事業認可変更（北部処理区を西部処理区へ）
平成15年	12月	北部下水処理場廃止、西部道ノ尾流量調整池化
平成22年	8月	第26次事業認可変更（中部処理区を西部処理区へ）
平成28年	1月	水処理7系列運転開始
平成31年	3月	水処理8系列運転開始
令和 6年	3月	水処理9系列運転開始（中部下水処理場廃止）



6-8. 西部下水処理場の概要

ウォーターPPPの対象施設として想定している西部下水処理場のパンフレットは次のとおりです。

西部下水処理場の概要

西部下水処理場は、浦上川、長崎湾の水質保全及び健康で快適な生活環境の確保のため、川平地区から福田地区にいたる浦上川上流域及び右岸側を主な区域として、昭和62年2月に建設大臣の認可を受けて事業に着手しました。

その後、管渠工事及び処理場建設工事を精力的に推進し、平成4年7月、29,000人相当の処理能力で供用を開始しました。

なお、当処理区は長崎市の計画区域の約2分の1を受け持ち、処理場の規模も事業計画で約2.2万人と、本市で最大の処理場であります。また、晴天時夜間は、南部、三重及び東部下水処理場の統合監視システムの親局の処理場として機能しております。

近年では人口減少等の社会情勢の変化に伴い、令和5年度に全体計画、事業計画の見直しを行っています。

計画概要				(令和5年度末)
区 分		全体計画 (R27)	事業計画 (R10)	現 況
所 在 地		長崎市神ノ島町 1 丁目 367 番地 11		
排除方式		分流式		
処理方式		標準活性汚泥法		
処理場敷地面積		921 アール		
供用開始年月日		平成 4 年 7 月 1 日		
処理区域面積		3,397.51ha	3,397.21ha	2,844.6ha
計画処理人口		181,630 人	221,060 人	222,529 人
水洗化人口		—	—	217,455 人
計画日最大汚水量		70,350m ³ /日	84,850m ³ /日	—
施設処理能力		70,800m ³ /日	84,850m ³ /日	83,700m ³ /日
水 質	流 入 (mg/ℓ)	BOD 210	BOD 220	BOD 212
		SS 170	SS 170	SS 224
	放 流 (mg/ℓ)	BOD 15	BOD 15	BOD 1.8
		SS 40	SS 40	SS <1
放 流 先		長崎湾（海域 A-イ）		

主要設備

(令和5年度末)		
項 目	全 体 計 画	現 況 設 備
水 処 理	沈 砂 池	W3.00×L15.50×H3.00 2 池
	主ポンプ	同 2 池
		600φ 40m ³ /分×250kW 1 台 (1)
		400φ 20m ³ /分×132kW 3 台
	流量調整池	同 3 台
		300φ 10m ³ /分×75kW 2 台
	最初沈殿池	同 2 台
		W24.5×L16.9×H5.0 4 池
	反応タンク	同 4 池
		W23.2×L16.9×H5.0 2 池
汚 泥 処 理	送 風 機	同 9 池
		W15.2×L15.2×H3.0 7 池
		同 9 池
		W15.1×L46.0×H5.0 7 池
	最 終 沈 殿 池	75m ³ /分 4 台
		75m ³ /分 4 台
		40m ³ /分 2 台 (1)
		35.6m ³ /分 2 台 (1)
	機 械 濃 縮 機	35m ³ /分 2 台 (1)
		32m ³ /分 1 台
説 臭 設 備	重力濃縮槽	W7.45×L33.0×H3.0 12 池
	同 3 池	同 18 池
	ベルト濃縮機	同 30m ³ /h 2 台
	同 30m ³ /h 2 台	同 730kg/h 2 台
説 臭 設 備	スクリーンプレス脱水機	同 735kg/h 1 台
	875kg/h 1 台	730kg/h 1 台
	730kg/h 1 台	565kg/h 1 台
	—	—

補足：() 内は予備



6-9. 西部下水処理場関連施設の概要

ウォーターPPPの対象施設として想定している西部下水処理場の包括的民間委託には、2箇所の汚水中継ポンプ場、3箇所の雨水排水ポンプ場、2箇所の流量調整池、51箇所のマンホールポンプを含んでいます。

汚水中継ポンプ場

ポンプ場名	位 置	運転開始 年 月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポンプ		
					口径(mm)	能力(m ³ /分)	台数(台)
西部滑石	横尾1丁目 14番4号	S44. 8	5.00	60.41	150	2.55	2(1)
					250	2.40	2(1)
西部小江	小江町 2179番1	H17. 4	6.30	157.50	200	3.68	1(1)
					200	3.74	1(1)

注) 1.台数の () は、外書きで予備台数
2.ポンプの上段は事業計画、下段は現有

6-10. 西部下水処理場関連施設の概要

ウォーターPPPの対象施設として想定している西部下水処理場の包括的民間委託には、2箇所の汚水中継ポンプ場、3箇所の雨水排水ポンプ場、2箇所の流量調整池、51箇所のマンホールポンプを含んでいます。

雨水排水ポンプ場

ポンプ場名	位 置	運転開始 年 月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポンプ				雨水 放流 先
					口径(mm)	能力(m3/ 分)	台数(台)		
							計画	現有	
中 部 新 地	新地町 6番55号	H4. 6	15.3	13.9	1000	127	2	0	長崎 湾
					500	26	2	2	
中部茂里町 第 2	茂里町 14番1号	H10. 4	64.0	44.9	1650	346.2	1	1	浦上 川
					1350	231	2	2	
					1000	115.2	2	2	
中部茂里町 第 1	茂里町 3番9号	S34. 4	2.08	16.6	1400	275.4	1	1	浦上 川

6-11. 西部下水処理場関連施設の概要

ウォーターPPPの対象施設として想定している西部下水処理場の包括的民間委託には、2箇所の汚水中継ポンプ場、3箇所の雨水排水ポンプ場、2箇所の流量調整池、51箇所のマンホールポンプを含んでいます。

流量調整池

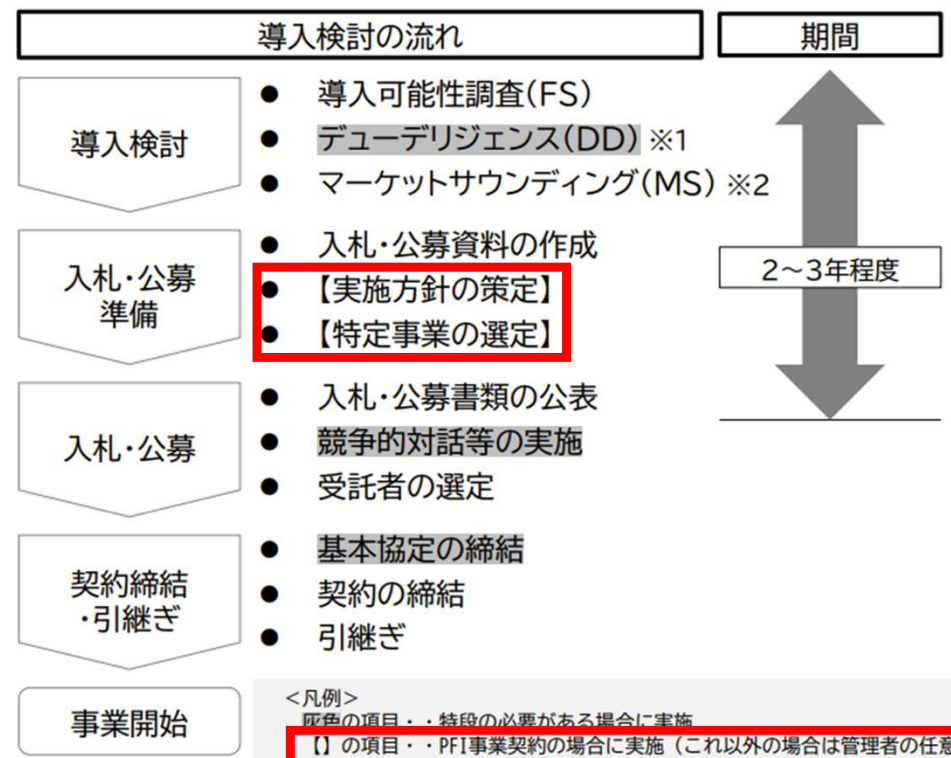
処理施設名	位 置	運転開始 年 月	敷地面積 (a)	能力	摘要
西部道ノ尾流量調整池	西彼杵郡長与町高田郷77番地2	H15.11	51	揚水ポンプ2台 滞留時間約4.3時間	北部下水処理場廃止後 (H15.11.30) 再利用
中部茂里町流量調整池	茂里町 2番34号	R5.4	58	揚水ポンプ2台	長崎市クリーンセンター廃止後 (H28.3.31) 再利用

6-12. PFI事業の事業者選定フロー

PFI事業の事業者選定フローは次の通りです。更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とされています。PFI事業契約の場合、実施方針の策定、特定事業の選定を行います。

- 更新実施型・更新支援型ともに、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定
- なお、更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とされ、PFI事業契約の場合、図表 3-2を参照
- レベル3.5は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要があり、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要
- 一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン((公益社団法人公社)日本下水道協会、R2.6)」を参照
- なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである

(再掲) 図表 3-2 導入検討の流れ(一例)



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

6-13.実施方針の策定

PFI事業の検討により、PFI法第7条に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければなりません。

早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することで、民間事業者に対する準備期間の提供に資することとなるため、公表に向けて準備を進めています。

PFI法第5条（実施方針）で定められている事項

- ① 特定事業の選定に関する事項
- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ⑤ 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

6-14. 要求水準書について

要求水準書は、受注者が実施する業務範囲、市が求める業務の水準を示したものです。
要求水準書に掲載する内容の一例は次の通りです。

要求水準書に記載する事項（例）

下水道施設の要求水準

- 基本事項
- 業務の基本的水準
- 事業期間を通じて発注者が受注者に委託する業務
- 下水道施設の要求水準
- 運転管理業務の要求水準
- 保守管理業務の要求水準
- 修繕業務の要求水準
- 更新工事の要求水準

要求水準の性能規定に用いる指標（例）

項目（一例）	指標設定の考え方
流入水量 (m ³ /日)	● 日平均汚水量 ● 日最大汚水量 ● 時間最大汚水量 ● 雨天時最大汚水量等
水質基準 (mg/L、個/cm ³)	● 法定基準 (法令等における排水基準、水質基準) ● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)
脱水ケーキ含水率 (%)	● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)
エネルギー原単位 (m ³ /年)	● 契約基準 (過去の実績等により管理者が独自設定した基準) ● 目標基準 (管理者や受託者が独自設定した基準)

6-15. 参加資格の設定

事業の参加資格の設定にあたっては、事業期間が10年間と長期にわたることや、業務内容が多岐にわたることなどを踏まえ、リスク負担の軽減や知見・ノウハウの相互補完が期待できる、**複数企業で構成されるコンソーシアムの形成を想定**しております。

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型	地方公共団体 (管理者) 受託者	地方公共団体 (管理者) JV 維持管理 担当 工事関係 担当	地方公共団体 (管理者) 受託者 出資 維持管理 工事関係
効果・ メリット	—	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

6-16. 参加資格（イメージ）の設定

設問5 - 4 / 6 - 1

本事業への応札後に、SPCの設立またはJVの組成のいずれかの対応を想定しています。

また、本事業において、市内業者・認定市内業者（以下、「地元企業」とする）はコンソーシアムの代表・構成企業や協力企業としての参加を想定しており、下記参加資格条件を想定しております。

＜地元企業に関する条件（案）＞

- ・コンソーシアム構成企業のうち、地元企業を1社以上含めること。
- ・SPC外もしくはJV外の協力企業は、地元企業を必ず含めること。

地：地元企業

①SPC参加体制イメージ

長崎市上下水道局

PFI事業契約

改築以外

改築

SPC（市内本店）

委託契約

請負契約

委託契約

請負契約

代表企業※

構成企業

構成企業

構成企業

構成企業

構成企業

コンソーシアム構成企業（SPC）

協力企業（SPC外）

協力企業（SPC外）

②JV参加体制イメージ

長崎市上下水道局

委託契約

請負契約

改築以外

改築

代表企業※

構成企業

構成企業

構成企業

構成企業

コンソーシアム構成企業（JV）

協力企業（JV外）

協力企業（JV外）

※便宜上代表企業を改築以外としていますが、代表企業の条件は、今後の検討により決定いたします。

6-17. 地元企業の参画の考え方

設問 6 - 1

地元企業の参画の考え方は次のとおりです。

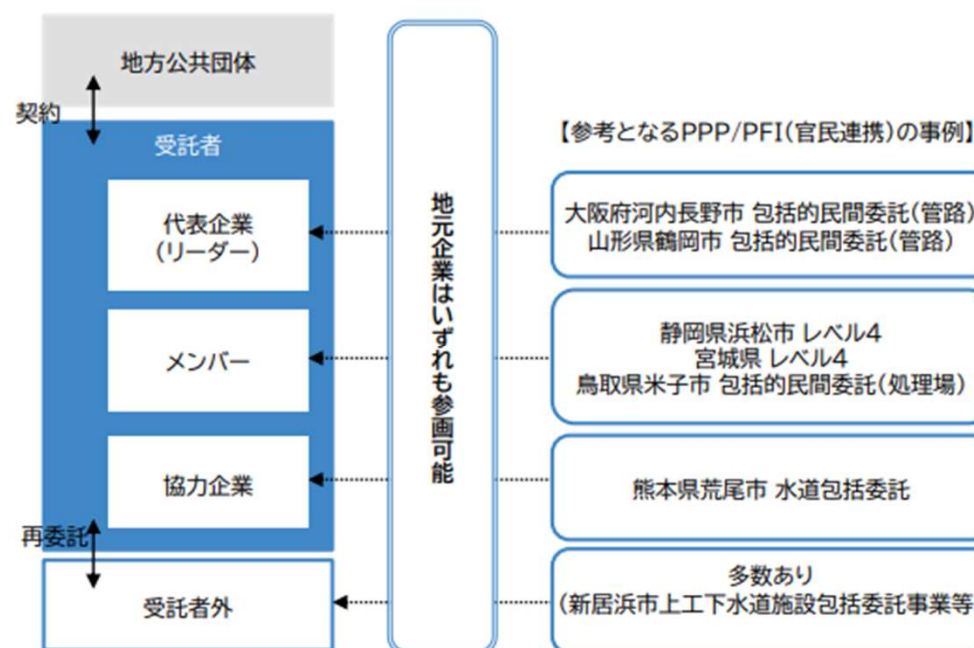
実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

国土交通省

- 上下水道の維持管理は24時間365日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。レベル3.5における地元企業の参画については、多様な対応が可能であり、先行事例では地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が見られる。
- 管理者は地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する必要がある。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

- 地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、レベル3.5との関係でも重要な存在
- 特に、上下水道の維持管理は24時間365日、緊急な対応が求められるため、即応体制の確保が重要
- レベル3.5における地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンを想定



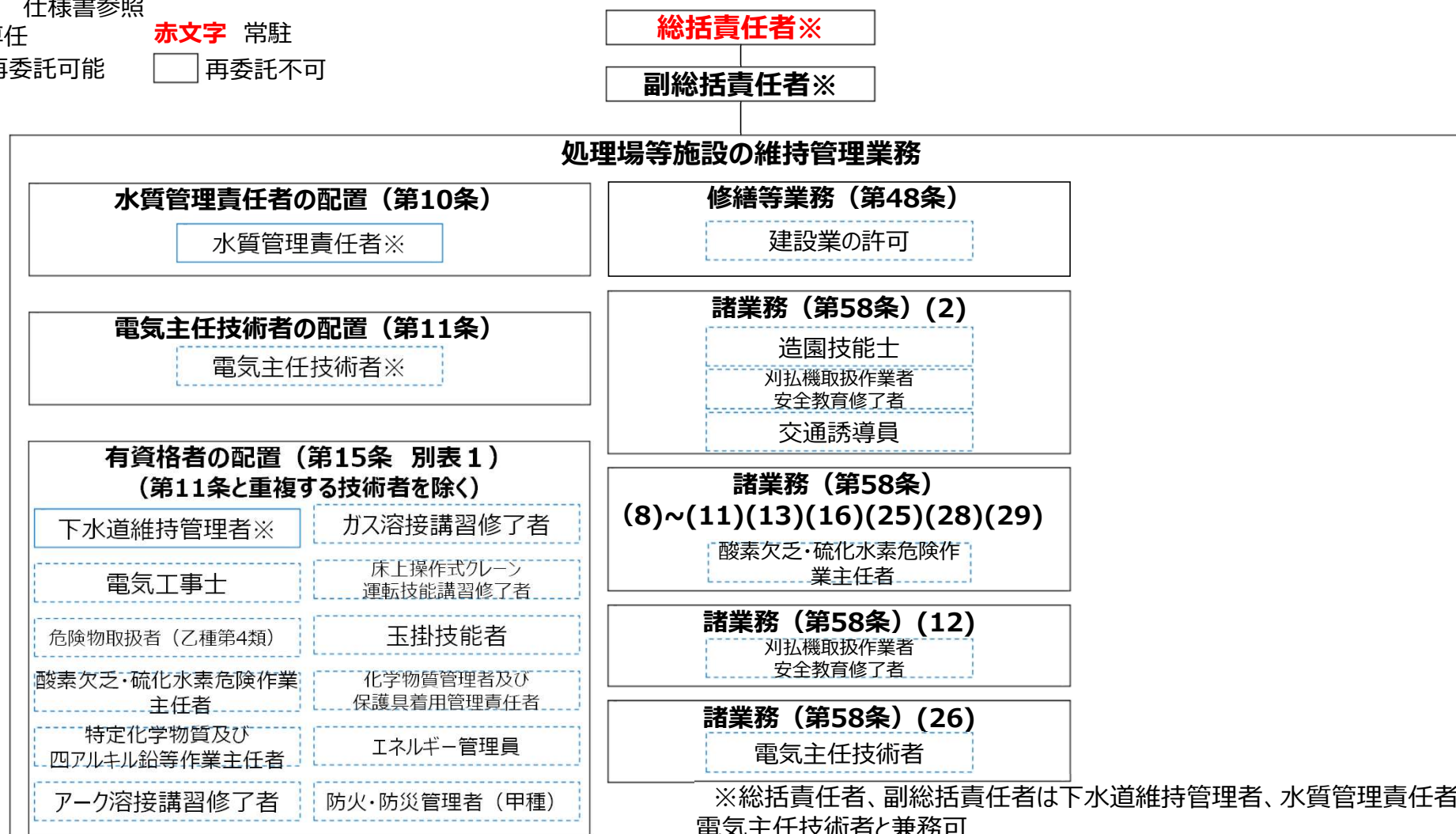
6-18. 第5期包括委託の実施体制

設問 7 - 1

第5期包括委託では、総括責任者及び副総括責任者を配置する体制としています。総括責任者は、従業員の指導監督、大雨等の天災により緊急事態に備えた体制の構築等の業務を行い、副総括責任者は、総括責任者が不在となる場合に代理で対応できるようにしています。

第〇条：西部下水処理場包括的維持管理業務委託
仕様書参照

専任
赤文字 常駐
再委託可能
再委託不可



出典：西部下水処理場包括的維持管理業務委託特記仕様書より作成

6-19. ウォーターPPPの実施体制（案）

設問 7 - 1

本事業への参加に求める実施体制は、下記を想定しております。現行の包括委託に加え、更新工事、詳細設計、更新計画案作成、工事監理に関する業務が主な新規追加となっており、これに伴い新たな技術者配置を想定しています。なお、本事業では、**現場での指揮・監督の役割を担う「業務主任者（仮称）」の専任・常駐を予定**しています。

第〇条：西部下水処理場包括的維持管理業務委託
仕様書参照

専任
赤文字 常駐
再委託可能
再委託不可

統括管理業務

総括責任者

副総括責任者

下記業務のうち、安全衛生管理業務、履行業務に係る廃棄物の搬出における作業確認については再委託不可

処理場等施設の維持管理業務

業務主任者（仮称）

水質管理責任者の配置（第10条）

水質管理責任者

修繕等業務（第48条）

建設業の許可

電気主任技術者の配置（第11条）

電気主任技術者

諸業務（第58条）(2)

造園技能士
刈払機取扱作業者
安全教育修了者
交通誘導員

改築更新※

監理技術者

主任技術者

現場代理人

建設業の許可

有資格者の配置（第15条 別表1）
（第11条と重複する技術者を除く）

下水道維持管理者

ガス溶接講習修了者

電気工事士

床上操作式クレーン
運転技能講習修了者

危険物取扱者（乙種第4類）

玉掛技能者

酸素欠乏・硫化水素危険作業
主任者

化学物質管理者及び
保護具着用管理責任者

特定化学物質及び
四アルキル鉛等作業主任者

エネルギー管理員

アーク溶接講習修了者

防火・防災管理者（甲種）

諸業務（第58条）
(8)~(11)(13)(16)(25)(28)(29)

酸素欠乏・硫化水素危険作
業主任者

諸業務（第58条）(12)

刈払機取扱作業者
安全教育修了者

諸業務（第58条）(26)

電気主任技術者

詳細設計※

管理技術者

照査技術者

更新計画案作成※

管理技術者

工事監理

※改築更新、詳細設計、更新計画案作成業務については、業務ごとに技術者配置を想定。また、改築更新業務については、建設業法第26条に基づいた技術者配置を想定。

6-20. ICT(統合監視システム)の概要

下水処理場は、平成22年度から包括的民間委託（レベル2.5）を導入し、3箇所の下水处理場の夜間監視は、西部下水処理場 1 箇所で遠方監視しています。

		導入前	導入後
包括民間委託（標準活性汚法）		各5箇所の下水処理場で個別に監視 （夜間・昼間とも同様な監視体制）	1箇所の下水処理場で集中遠方監視
	夜間監視	 中部  東部  南部  三重  西部	 西部下水処理場のみに 夜間に監視員を配置

6-21. ICT(統合監視システム)トップ画面

設問 8 - 1

ICT（統合監視システム）のトップ画面です。西部下水処理場で、3箇所の下水处理場の運転を監視することができます。

メニュー 2025-06-25 11:39:03 東部下水処理場 東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障 復帰 4141 ▼ ブザー停止

統合監視

中部処理区	有人 南部処理区	三重処理区	東部処理区
中部下水処理場	南部下水処理場	三重下水処理場	東部下水処理場
受変電監視(SS5)	管理本館受変電監視	受変電監視	受変電監視
受変電監視(SS3)	主ポンプ・送風機室受変電監視	沈砂池・主ポンプ監視	沈砂池・主ポンプ監視
受変電監視(SS4)	流量調整池受変電監視	流量調整監視	流調・分配槽監視
受変電監視(SS6)	水処理棟受変電監視	水処理監視	水処理監視
高段ポンプ井監視	汚泥処理棟受変電監視	用水・脱臭監視	用水監視
低段沈砂池監視	沈砂池・主ポンプ監視	汚泥濃縮監視	汚泥濃縮監視
流量調整池設備監視	流量調整池設備監視	汚泥脱水監視1	汚泥脱水監視
B系水処理監視	水処理系監視1~2系	汚泥脱水監視2	脱臭監視
用水監視	水処理系監視3~4系	スクリーンプレス脱水監視	
浮上濃縮監視	滅菌二次処理監視		
重力濃縮汚泥混合監視	三次処理監視	放流渠ポンプ場	
汚泥脱水監視	汚泥濃縮監視	運転監視	
脱臭監視	機械濃縮監視		
	汚泥脱水監視1		
中部茂里町流量調整池	汚泥脱水監視2		
運転監視	脱臭監視		
茂里町第1雨水排水ポンプ場		三重中継ポンプ場	戸石中継ポンプ場
	中継ポンプ場		

計測値表示 運転履歴 警報発生中一覧 警報履歴 トレンドグラフ 帳票 設定履歴 システム構成

インターネット環境があれば、
3箇所の下水处理場・ポンプ場の運転をどこでも監視が可能

6-22. ICT(統合監視システム)警報履歴

警報履歴の画面です。警報の発生と復帰の内容を確認できます。

警報・警報履歴

処理区: 南部処理区 設備名: 全設備

▼警報履歴一覧

発生日時	施設/設備	内容	発生/復帰	警報コード	警報ランク
2025年6月25日 11:43:17	南部下水処理場/汚泥脱水監視1	南部T汚泥脱水 ケーキホッパ 満杯	発生	4252	軽故障
2025年6月25日 11:39:03	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:38:33	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:38:12	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:37:53	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:37:01	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:36:51	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:36:10	三重下水処理場/汚泥脱水監視1	三重T汚泥脱水 洗浄汚泥槽 水位異常低	発生	4416	軽故障
2025年6月25日 11:35:40	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:34:39	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:33:48	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:33:08	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:32:57	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:32:18	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:31:57	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:30:06	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1
2025年6月25日 11:28:13	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	復帰	4141	中故障1
2025年6月25日 11:28:03	東部下水処理場/脱臭監視	東部T汚泥脱臭 汚泥脱臭設備塩素濃度 故障	発生	4141	中故障1

計測値表示

運転履歴

警報発生中一覧

警報履歴

トレンドグラフ

帳 票

設定履歴

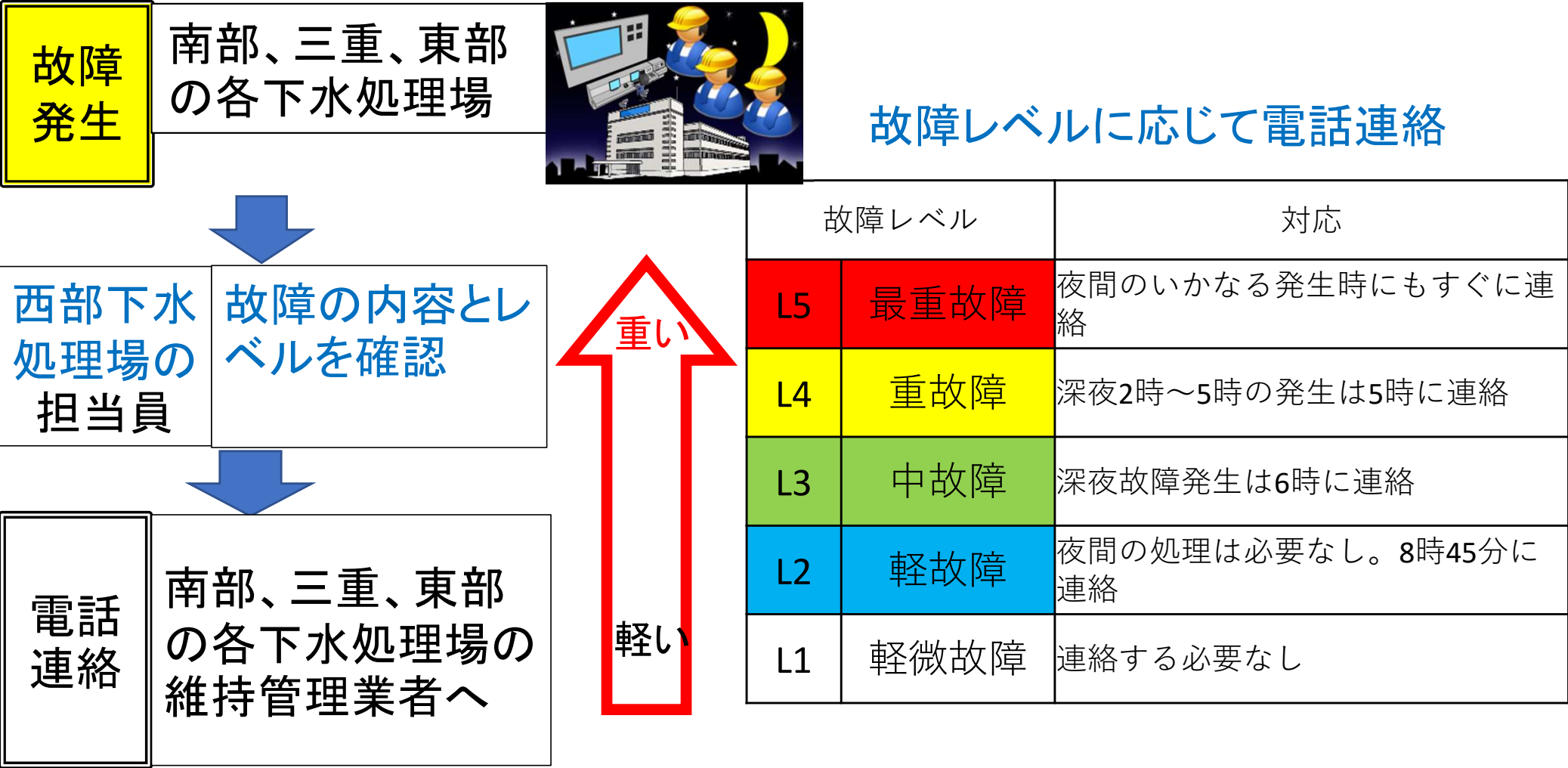
システム構成

ログアウト

警報ランクを5段階で表示

6-23. ICT(統合監視システム)夜間の連絡

故障の内容とレベルを西部下水処理場で確認し、その故障レベルに応じて南部、三重、東部の維持管理業者に連絡する体制を想定しています。水の官民連携でも既往包括委託から継続して、西部下水処理場で対応する想定です。



6-24. 更新計画案・更新工事の取扱い

設問 9 - 1

日常の維持管理の気づきを反映した更新計画案に基づき、更新工事を実施する前提ですが、主な財源である防災・安全交付金は、市が申請した要望額通りに交付されない可能性があります。

防災・安全交付金を活用して更新工事を実施する場合の想定業務フロー

業務フロー	実施主体	概要（想定）
更新計画案作成	受注者	日常の維持管理の気づきを反映して受注者が更新計画案を作成
受注者・市との協議	市・受注者	- 市と受注者の協議により最終化 - 更新計画案は市の承認を得る
防災・安全交付金申請	市	- 受注者が提出した更新計画案に基づき交付申請 ※ 更新工事の財源を確保するための申請
更新工事実施	受注者	- 確保した財源で更新工事を実施 ※ 申請通りに交付されず、財源が確保できない場合もある

6-25. リスク分担に（雨水関連施設）

設問 10 - 1

雨水関連施設の維持管理は仕様発注を想定しています。既往の包括委託では、台風接近の場合で被害が予想される場合は、市が運転操作を指示することができるようにしています。

（緊急事態への対応）

第35条 受注者は、別表7の緊急事態に対し、その対応について手順及び体制を定めておかなければならない。また、この手順は本仕様書第12条に規定する業務履行計画書に示さなければならない。

2 受注者は、**処理場等に緊急事態が発生した場合は、直ちに緊急体制に入り適切な処置をとるとともに、速やかに発注者へ報告**しなければならない。

3 発注者は、緊急事態が別表7右欄の**非常事態に該当すると判断した場合、非常事態宣言を発し、一時的に施設の運転操作を指示することができる。**

事 項	緊急事態	非常事態（非常事態宣言）
大雨 及び 異常流入	大雨・洪水警報が発せられた場合 又は、流入量が異常に増加した場合	台風接近の場合で被害が予想される場合
		ゲート前水位が3.8mを越えた場合
		流入下水量が処理量を超える場合（一次処理放流が必要な場合）
	西部道ノ尾流量調整池・中部茂里町流量調整池の調整槽に流入下水を送水し始めた場合	西部道ノ尾流量調整池・中部茂里町流量調整池の流入下水量が調整槽の容量を超える場合

雨水排水ポンプ場を対象とする場合は、仕様発注を想定しています。

参考

導入検討の進め方(雨水排除施設、合流式下水道)

国土交通省

概要とポイント・留意点

雨水排除施設の考え方

コンセッション方式GL(R4.3)

- 対象施設について、一旦、すべての施設・業務を念頭に置いて導入検討を開始する際、分流式下水道の雨水処理に係る施設(雨水管、雨水ポンプ場等)も含まれる

(参考)合流式下水道、雨水排除施設のリスク分担等

- 例えば、汚水とあわせて雨水を排除している合流式下水道では、施設能力を超える降雨等で災害が発生する恐れがあり、過度なリスクを受託者に求めることは適切ではないと考えられる。
- 雨水に関する業務の要求水準を定めるにあたっては、運転操作要領等を定めるなどの仕様発注に準じたものとし、受託者の責任範囲を明確にすることが必要。
- 受託者に過度な負担を負わせるおそれのある事項については、仕様規定(形状・材料等の具体的な仕様を規定する方法)を妨げるものではない。
- 雨水ポンプ施設運転操作等についても仕様規定の適用が考えられる。

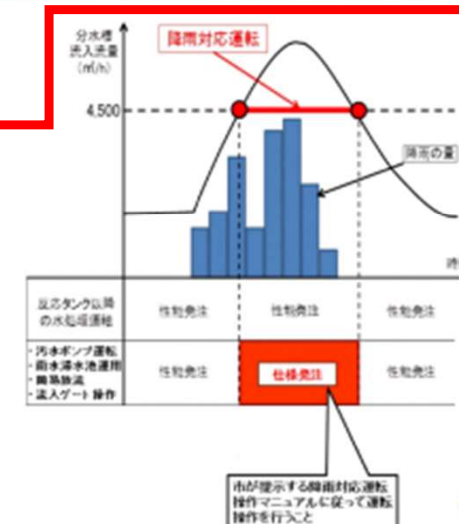
(参考)雨水ポンプ上の仕様規定

処理場等包括GL(R2.6 (公社)日本下水道協会)

- 処理場等包括GLには、次のような事例が示されている

合流ポンプ場の事例:

処理場の分水槽流入量が4,500m³/hを超える期間においては、汚水ポンプの運転、雨水耐水池の運用、簡易放流、流入ゲートの操作を仕様発注とし、発注者が示す「降雨対応運転操作マニュアル」に従うこと。



95

本事業においては、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するためにモニタリングの実施を予定しています。モニタリングの類型としては、受託者による「セルフモニタリング」、管理者（長崎市）による「管理者モニタリング」、第三者による「第三者モニタリング」に分類されます。

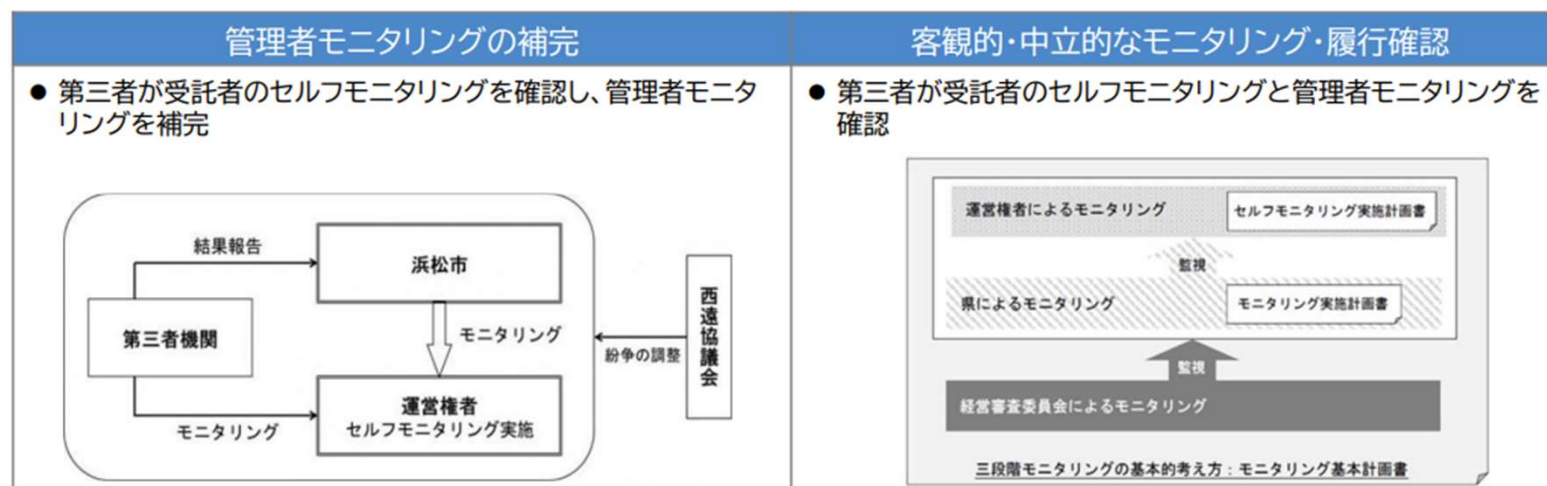
5.1.1 必要十分なモニタリング・履行確認の考え方

- 第三者モニタリングは、第三者による管理者モニタリングの補完と、客観的・中立的なモニタリングの2類型
- 紛争調整の役割・機能を併せ持たせること等のほか、広域型・分野横断型のレベル3.5での管理者間の利害調整の役割や次期入札・公募等に向けて、レベル3.5の事業期間(原則10年)終了の3～5年前に事業期間を振り返り、当該事業における効果、課題等を整理し、次期入札・公募等に向けて活用等も想定

参考

- 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業(レベル4)
管理者の技術力を専門家が補完(管理者と第三者は同じ視点でモニタリング・履行確認を実施)
- 宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)(レベル4)
運営権者のセルフモニタリングと管理者モニタリングの結果を第三者である経営審査委員会が確認

図表 5-3 第三者モニタリングの2類型



長崎市の下水処理場包括委託では、毎月履行確認後支払いを行っています。
一般的に支払い頻度を増やす場合、支払い手続きに関する事務作業が増えるだけでなく、業務報告書の作成等が発生するため、過度な支払い頻度の設定は避ける必要があります。

これらを踏まえ、**本事業においては、先行事例と同様に支払い頻度を四半期程度とすることを想定**しています。

	委託 (維持管理業務を想定)	改築 (個別工事)
長崎市 既往委託・工事	履行確認後 毎月支払い	検査完了後 部分払・完成払い
先行事例 (葉山町下水道ウォーターPPP (管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業)	履行確認後 四半期ごとに支払い	検査完了後 部分払い・完成払い

出典：西部下水処理場包括的維持管理業務委託（契約書・仕様書）より作成

長崎市上下水道局工事請負契約書より作成

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/61490.pdf>)

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約書（案）P37～43より作成

(<https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/12/25080702.pdf>)

7. 今後の水の官民連携（ウォーターPPP） スケジュールについて（想定）

7-1. ウォーターPPPの想定スケジュール

設問 1 6 - 1

現在5期目の下水処理場包括的民間委託の期間（令和8年2月～令和11年1月）を踏まえ、**令和11年2月から事業開始予定**です。具体的なスケジュールは**今後の検討により変更となる場合があります**のでご了承ください。

◆R8年度 ウォーターPPP導入支援業務時点



8. 参考（ホームページ等）

長崎市HPに公表されている下水道分野における水の官民連携（ウォーターPPP）関連資料は、下記（URLリンク）から取得できますので、必要に応じて確認してください。

- ・ 長崎市下水道ウォーターPPP特設サイト

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/59123.html>

- ・ 長崎市上下水道事業マスタープラン2025

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/51954.html>

- ・ 令和6年度版 長崎市上下水道事業概要

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/157000/p007106.html>

- ・ 長崎市下水道ストックマネジメント計画（第2期、令和6～10年度）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/44508.pdf>

- ・ 長崎市公共下水道事業計画（最新）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/62277.pdf>

- ・ 長崎市水道事業及び下水道事業の経営状況（経営に関する指標）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/157000/p007107.html>

- ・ 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金（令和7年度から令和11年度（5年間））

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/157000/p031584.html>

- ・ 長崎市下水道パンフレット

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/45215.pdf>

- ・ 長崎市下水処理場パンフレット

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/2278.html>

- 下水処理場容量計算書
- 既往包括委託の仕様書
- 下水処理場耐震診断結果等も特設サイトで公表済

8-2. 国の水の官民連携(ウォーターPPP)関連ホームページ

下水道分野における水の官民連携（ウォーターPPP）関連資料は、下記（URLリンク）から取得できますので、必要に応じて確認してください。

- **官民連携（PPP／PFI）の活用（国土交通省）**

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

- **ウォーターPPPの概要（内閣府）**

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

- **下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国土交通省）**

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001027.html

- **下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A**

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>

- **水分野のPPP／PFI（官民連携）推進会議（官民連携推進会議）**

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00065.html

- **PPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）**

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r7.html

8-3. 下水道分野のPPP/PFI実施状況

設問 1 - 1

令和7年4月時点の全国の下水道分野のPPP/PFI（官民連携）実施状況は次のとおりです。

下水道分野のPPP/PFI(官民連携)実施状況 ※R7.4時点



- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる包括的民間委託は処理施設で633施設、管路で76契約導入されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心にPFI（従来型）・DBO方式は52施設で実施中。
- 下水道分野の「水の官民連携」（ウォーターPPP）のうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、宮城県利府町【R7.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。 ※【 】は事業開始

（R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による）

（※ R5 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R6.3.31時点）

** 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む

※ 1 団体が複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設		下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km*)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託		633箇所 (305団体)	1242箇所 (209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		42箇所 (31団体)	3箇所 (3団体)	1契約 (1団体)	(34団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
水の官民連携	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	2箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

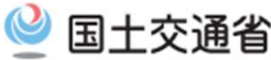
出典：令和7年度第6回 水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議 資料1 P1

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/0601_material11.pdf

8-4. 水の官民連携（ウォーターPPP）の実施状況

令和8年1月時点の全国のウォーターPPPの実施状況は次のとおりです。

「水の官民連携」の実施/導入検討状況 ※R8.1時点



- 上下水道分野の「水の官民連携」は10件が実施中。令和7年度においては、新たに宮城県利府町、大阪府大阪市、愛知県及び静岡県富士市で事業が開始された。
- また、現在、上下水道分野で11件が入札公募等を行っている。

※入札・公募資料が公表されているホームページ一覧(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)



(出典)国土交通省調査に基づき作成

事業実施中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	事業開始
① 静岡県浜松市	レベル4	下水道	H30.4
② 高知県須崎市	レベル4	下水道	R2.4
③ 宮城県	レベル4	上下水道	R4.4
④ 神奈川県三浦市	レベル4	下水道	R5.4
⑤ 茨城県守谷市	レベル3.5	上下水道	R5.4
⑥ 神奈川県(箱根地区)	レベル3.5	水道	R6.4
⑦ 宮城県利府町	レベル3.5	上下水道	R7.4
⑧ 大阪府大阪市	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 愛知県	レベル4	上水道	R7.12
⑩ 静岡県富士市	レベル3.5	下水道	R8.1

入札公募中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	入札公募※1
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上下水道	R6.11
③ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道(管路)	R7.4
④ 沖縄県宜野湾市	レベル3.5	下水道	R7.6
⑤ 熊本県荒尾市	レベル3.5	上水道	R7.7
⑥ 愛媛県新居浜市	レベル3.5	上下水道	R7.9
⑦ 大阪府河内長野市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑧ 大阪府大阪狭山市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 神奈川県葉山町	レベル4	下水道(施設等)	R7.10
⑩ 長野県飯田市	レベル3.5	下水道	R7.11
⑪ 石川県宝達志水町	レベル3.5	下水道	R7.12

※1 コンセッション方式（レベル4）は実施方針の公表

※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

8-5. 全国の下水处理場の包括的民間委託

■ 定義

- 処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式
- **性能発注**方式であること、**複数年契約**であることを基本的な要素とする

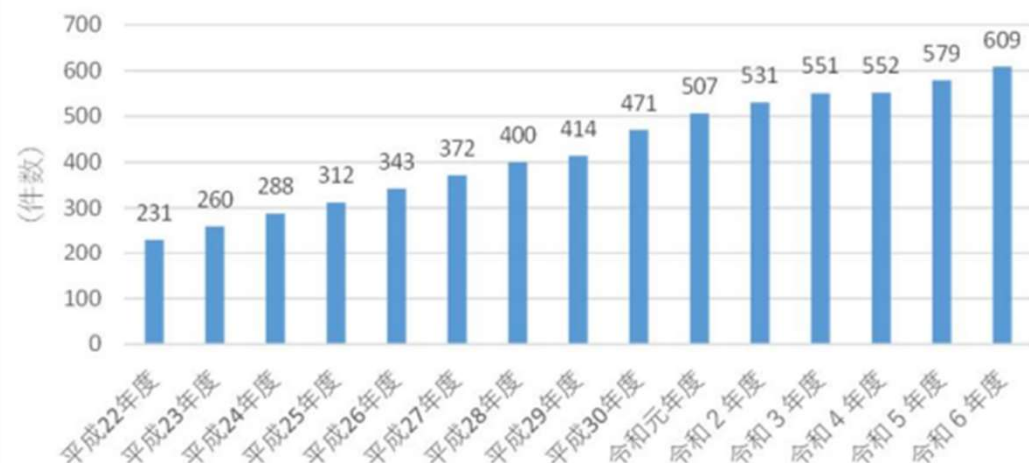
複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方

■ 包括的民間委託レベル（性能発注）

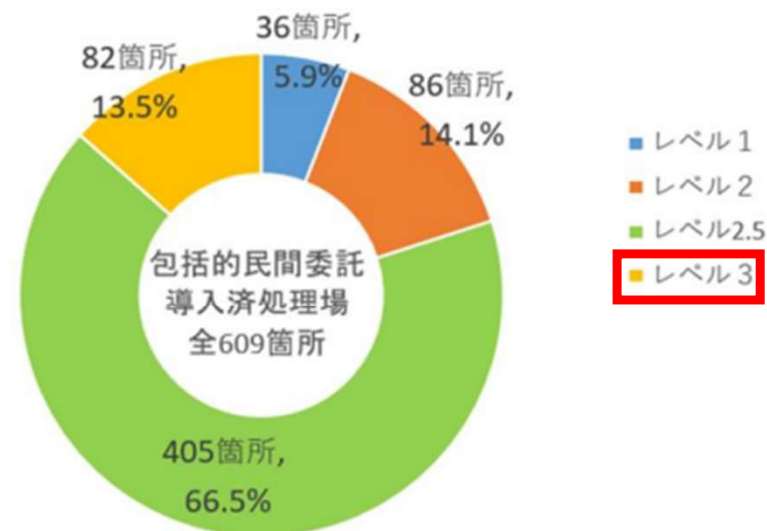
項 目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月
公益社団法人日本下水道協会

■ 実施件数の推移



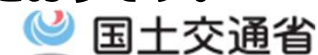
■ 実施件数の委託レベル内訳



（出典）国土交通省調査（時点：R6.4.1）

8-6. 導入検討と受託者

レベル3.5の受託者と導入可能性調査（FS）等の受託者との関係は次のとおりです。



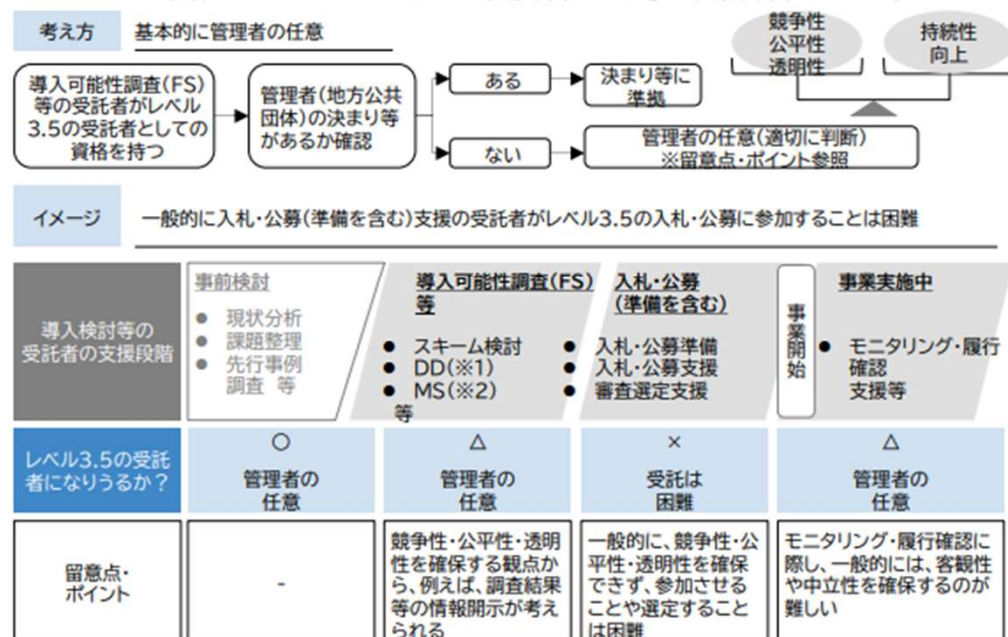
実施編「第4章」4.2 レベル3.5の受託者

4.2.5 レベル3.5の受託者とFS等の受託者との関係

- FS等支援業務の受託者をレベル3.5の受託者として選定できるかは、基本的に管理者の任意(適切な判断)となる。
- 地方公共団体の決まり等があればこれに準拠し、なければ競争性等と持続性向上の均衡を踏まえ、管理者が適切に判断する。
- 管理者は、競争性等の確保に向けた情報開示等を前提としつつ、FS等支援の受託者をレベル3.5の受託者として選定することも考えられるが、入札・公募支援の受託者は、一般的に競争性等の阻害が著しくレベル3.5の受託者として選定できない。

- FSやMS等の支援する受託者をレベル3.5の受託者として選定できるかは、基本的に管理者の任意
- 具体的には、レベル3.5の導入検討（FS等）から入札・公募ないしモニタリング・履行確認等の事業実施中の支援まで、段階に応じて支援の受託者が承知している情報等の質や量が異なると考えられるため、管理者は、それぞれの競争性・公平性・透明性や創意工夫等への影響の有無・程度等を考慮しつつ、適切に判断することが重要

図表 4-19 レベル3.5の受託者とFS等の受託者(イメージ)



※1 デューデリジェンス:導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング(MS):民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

51

8-7. 効果の適切な評価

レベル3.5の効果の適切な評価は次のとおりです。

7.4.2 効果の適切な評価

○ 民間事業者等の創意工夫等により適正な利益を得られる環境の構築のためには、管理者は地域経済・社会への貢献など、費用縮減以外の効果・メリットも適切に評価し、総合的に判断することが重要である。

○ レベル3.5導入(ないし評価)の際は、管理者が定量効果(VFM等)だけでなく、持続性向上や、地域経済・社会への貢献など、多様な定性効果(災害対応、デジタル、脱炭素の推進等)も含めて評価し、総合的に判断することが重要

- これによって、民間事業者等に過剰な費用縮減を強いるのではなく、民間事業者等が適正な利益を得ながら、創意工夫が可能な環境の構築、下水道事業の持続性の向上に寄与
- 先行事例においても効果の測定に関する対応は様々であり、地方公共団体ごとにレベル3.5導入の目的を踏まえ、VFM等の定量効果だけでなく定性効果も考慮したうえで導入を実施

参考

○ 利府町上下水道事業包括的民間委託(レベル3.5)では、PFI法に基づく事業ではなかったことや、事業の安定的継続のための人材育成や、適正な維持管理の実施をレベル3.5導入の主な目的としていたことから、VFMの算定は実施との認識

図表 7-38 レベル3.5の効果・メリットの考え方

		レベル3.5導入効果	
		 定量効果(VFM等)	 多様な定性効果
想定項目	ヒト	● 職員の負担軽減(時間外、工数等) ● 技術者数の確保(官民相互の体制)	● 雇用、設備投資の促進 ● 官民双方の技術移転、技術力向上 ● 災害時のバックアップ体制構築
	モノ	● 事業の進捗率(更新率、調査率、台帳更新率等) ● 各種サービス品質(指標等)	● DXの推進 ● 脱炭素の推進 ● 新技術導入
	カネ	● コスト縮減(≒VFM)	● 適正な競争環境の構築
留意点・ポイント		● 事業の進捗率については、経営戦略に位置付けられている指標による評価も考えられる ● サービス品質については、水質や要望対応率、不具合件数などによる評価が考えられる ● コスト縮減については、単純な委託費の比較のほかにライフサイクルコストの観点から評価も可能である	● 持続可能な下水道分野の実現の観点から、定量化できない項目についても評価が必要である ● デジタル・脱炭素の推進といった、他事業計画(DX・GX推進計画等)の実行に寄与する項目についても評価が必要である ● 競争環境構築による高止まり防止についても評価可能である
導入判断		● 定量効果と定性効果を総合的に考慮した導入判断が必要である ● VFMはPFI事業契約を選択した場合のみ必須である(PFI事業契約でない場合必須ではない)	

8-8. 上下水道事業でのPPA等の導入事例

上下水道事業でのPPA等の導入事例は次のとおりです。

上下水道事業でのPPA等の導入事例(令和7年3月31日現在、環境省調べ)

※注記の事業はオフサイトPPAそれ以外はオンサイトPPA、出力は太陽光パネルの設備容量を記載、全国の事例を網羅的に調査したものではありません。

北海道	富良野市	富良野水処理センター	約131kW	R4.7稼働開始
	恵庭市	恵庭下水終末処理場	約280kW	R7.4稼働開始予定
関東	鹿嶋市	鹿嶋市浄化センター	約300kW	R7.3稼働開始
	前橋市※	清里前原受水場	約280kW	R7.7稼働開始予定
	さいたま市	3配水場	約213kW	R6.6稼働開始
	入間市	水道2施設	約546kW	R7.3稼働開始予定
	千葉市	南部浄化センター	約1,691kW	R8.4稼働開始予定
	我孫子市	湖北台浄水場	約205kW	R7.4稼働開始
	横浜市	金沢水再生センター 都筑水再生センター	約859kW 約777kW	R7.3稼働開始 R8.3稼働開始予定
	川崎市	入江崎水処理センター	約1,800kW	R7年度稼働開始予定
	秦野市	秦野市浄水管理センター	約500kW	R7.4稼働開始予定
	甲府市	水道3施設、下水道1施設		事業者選定済
北陸	北杜市	下水道10施設、農集4施設		事業者選定済
	新潟市	満願寺浄水場 水道2施設※ 中部下水処理場	約645kW 約820kW 約730kW	R4.3稼働開始 R7.4稼働開始予定 今後稼働開始予定
	関川村	水道2施設	約35kW	R7.3稼働開始
	中能登町	鹿島中部クリーンセンター	約200kW	R7.4稼働開始予定
中部	富士市	東部浄化センター	約3,011kW	R7.10稼働開始予定
	愛知県	矢作川浄化センター	約4,305kW	R9年度稼働開始予定
近畿	大阪広域水道企業団	村野浄水場	約495kW	R5.8稼働開始
中国	鳥取県	天神浄化センター		事業者選定済
	邑南町	下水道1施設、農集1施設	約130kW	R7.3稼働開始
	岡山市	旭東浄水場	約613kW	R6.3稼働開始
	倉敷市	片島浄水場	約480kW	R5.2稼働開始
	新見市	水道1施設、下水道1施設	約800kW	R6.4稼働開始
	広島市	西部水資源再生センター	約5,191kW	事業者選定済み
	廿日市市	2浄化センター	約886kW	R5.3稼働開始 ※リース事業
四国	高松市	香東川浄化センター	約1,072kW	R6.2稼働開始
	高知県	高須浄化センター	約1,589kW	R8.4稼働予定
九州	福岡市	水道2施設、下水道2施設 水道1施設 水道2施設、下水道2施設	約645kW 約799kW 約383kW	R7.4稼働開始 R8.3稼働開始予定 R8年度以降稼働開始予定
	芦屋町	芦屋町浄化センター	約52kW	R7年度中稼働開始予定
	熊本市※	3配水池 1配水池	約1,867kW 約1,674kW	R5.4稼働開始 R6.4稼働開始
	枕崎市	枕崎終末処理場	約250kW	R6.4稼働開始

出典：上下水道事業におけるPPA等事例集（環境省 2025年2月25日）資料に一部追記 P1

<https://www.env.go.jp/content/000328202.pdf>

8-9. 上下水道事業でのPPA等の導入事例

コンセッション事業（レベル4）と連携した太陽光発電の導入事例は次のとおりです。

コンセッション事業との連携

コンセッション事業と連携した太陽光発電の導入事例

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

事業者	神奈川県三浦市
対象施設	東部浄化センター
施設能力	日最大8,050m ³ /d
設置場所	水処理棟屋根部
コンセッション期間	2023.4.1～2043.3.31
発電開始	2024.6～
設備容量	[太陽光発電/パワコン] 220kW/150kW
発電量	26万kWh/年 ※見込み
蓄電池容量	150kWh
自家消費率	100%（見込み）
再エネ自給率	22%（見込み）
電気代削減額	560万円/年（見込み）
CO ₂ 削減量	約145t-CO ₂ /年（見込み）

-事業スキーム-

コンセッション事業による改築工事費の縮減分を原資とし、三浦市が太陽光発電を整備【市の自己所有型】



浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

事業者	静岡県浜松市
対象施設	西遠浄化センター
施設能力	日最大200,000m ³ /d
設置場所	水処理設備屋上
コンセッション期間	2018.4～（20年間）
発電開始	2024.8.1～
設備容量	[太陽光発電/パワコン] 2409.49kW/1999.9kW
発電量	283万kWh/年
蓄電池容量	- kWh
自家消費率	100%（見込み）
再エネ自給率	11.5%（見込み）
電気代削減額	5,660万円/年※20円/kWhとして
CO ₂ 削減量	約1,639 t-CO ₂ /年

-事業スキーム-

運営権者が自主改善として太陽光発電設備を整備【運営権者の自己所有型】



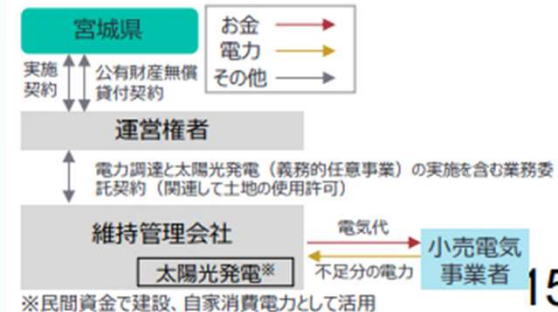
※民間資金で建設、自家消費電力として活用

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

事業者	宮城県
対象施設	仙塩浄化センター
施設能力	日最大222,000m ³ /d
設置場所	仙塩浄化センター内未使用地
コンセッション期間	2022.4～（20年間）
発電開始	2025年内
設備容量	[太陽光発電/パワコン] 2,527/1,875kW（予定）
発電量	299万kWh/年
蓄電池容量	- kWh
自家消費率	100%（見込み）
再エネ自給率	14.2%（見込み）
電気代削減額	5,980万円/年 ※20円/kWhとして
CO ₂ 削減量	約1,426 t-CO ₂ /年

-事業スキーム-

運営権者より委託を受けた維持管理会社が太陽光発電設備を整備



※民間資金で建設、自家消費電力として活用

9. 参考（用語集）

9-1. 用語集（参考）

- **維持管理と更新の一体マネジメント（レベル3.5）**

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP（レベル3.5）と呼ぶ

- **コンセッション（レベル4）**

管理者（市）は運営権者（事業者）に運営権を設定。運営権により、運営権者（事業者）は原則として利用者（市民）から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【コンセッション方式】（R8.4）Pvi～ixを基に作成
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001994496.pdf>

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00055.html

9-2. 用語集（参考）

- **性能発注**

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる一方で、仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式

- **ストックマネジメント**

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること

- **統括・マネジメント業務**

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第 3.0 版【コンセッション方式】(R8. 4) Pvi～ixを基に作成
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001994496.pdf>

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00055.html

9-3. 用語集（参考）

- **プロフィットシェア**

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み

- **プロポーザル方式**

プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式

- **マーケットサウンディング（MS・民間市場調査）**

事業に対して、民間事業者の関心度合い（参入意欲）、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第 3.0 版【コンセッション方式】(R8.4) Pvi～ixを基に作成
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001994496.pdf>

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00055.html

9-4. 用語集（参考）

- **実施方針**

特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、PFI事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。（PFI法第5条）

- **要求水準書**

PFI事業で、民間事業者に対して求める条件や内容を明記したもの

- **特定事業の選定（PFI法第6条）**

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。

9-5. 用語集（参考）

- **リスク分担**

事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。

リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということである。（「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」ということではないということに注意すべきである）

- **特別目的会社（SPC）**

ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFI では、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。なお、会社法上の株式会社であることが多い。